

葛 卷 町

高齡者健康福祉計画

(令和 3 年度～令和 5 年度)

令和 3 年 3 月

葛 卷 町

はじめに

このたび、令和3年度から令和5年度までを計画年次とした「葛巻町高齢者健康福祉計画」を策定致しました。

本町における令和2年10月1日現在の高齢化率は、47.2%となっており、全国平均である28.7%を大きく上回っている状況です。今後も少子高齢化の進行に伴い、高齢化率の上昇と人口減少は避けられない状況であると推計されています。



このような状況のなかで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進がますます重要となっています。

本計画の策定にあたり、介護予防・生活支援サービスの充実や、認知症高齢者やその家族の支援、医療介護連携などの施策を有機的に連携しながら展開し、高齢者の自立した健康的な生活ができる体制づくりを推進して参ります。

また、地域共生社会の実現のため、こどもから障がい者、高齢者まで全ての町民が、共に支え合うという将来像に向けて、町民の皆様をはじめ関係機関と一体となり各種施策の展開に積極的に取り組んで参ります。

おわりに、本計画の策定にあたりご協力いただきました「葛巻町高齢者健康福祉計画策定委員会」委員の皆様並びに関係各位に深く感謝申し上げますとともに、今後ますますのご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

葛巻町長 鈴木重男

目 次

第1章 総 論

第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画策定の目的	3
第3節 計画策定の視点	3
第4節 基本理念	4
第5節 基本目標	5
第6節 計画の性格と位置づけ	6
1 計画の性格	6
2 計画の位置づけ	6
第7節 計画の期間	6

第2章 高齢者の状況

第1節 人口及び世帯数の推移	
1 高齢化の進行	8
2 高齢者世帯の増加	9
第2節 要支援・要介護認定者	
1 要支援・要介護認定者のこれまでの推移	10
2 今後の要支援・要介護認定者の推計	12

第3章 重点的取り組みと施策の展開

第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進	
1 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進	14
2 高齢者の生きがいづくりの推進	14

3	在宅医療・介護連携の推進	15
4	認知症対策の推進	16
5	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	17
6	高齢者の居住安定に係る施策との連携	17
7	人材確保及び資質の向上	18
8	地域共生社会の実現に向けた取り組み	18
9	自殺予防への取り組み	19
10	災害や感染症に備えた体制整備	20
第2節 地域包括支援センター		21
第3節 地域支援事業		
1	地域支援事業の財源構成	22
2	介護予防・日常生活支援総合事業	23
3	包括的支援事業	24
4	任意事業	26
第4節 高齢者等への保健・医療サービス		
1	健康教育事業	27
2	健康相談事業	28
3	生活習慣病予防健診事業	29
4	食生活改善事業	32
5	歯周病疾患予防事業	33
6	感染症予防事業	34
7	通院バス運行事業	35
第5節 在宅福祉サービス		
1	配食サービス事業	37
2	外出支援事業	38
3	緊急通報システム事業	39
4	訪問理美容サービス事業	40
5	寝具洗濯乾燥サービス事業	41
6	老人日常生活用具給付等事業	42
7	家族介護用品給付事業	43
8	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業	41
9	生活管理指導員派遣事業	45
10	家族介護者リフレッシュ事業	46
11	高齢者等外出支援事業	47
12	ICT見守り事業（くずまきホットライン）	48

第6節 高齢者福祉施設サービス

- 1 養護老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 2 老人福祉センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

第7節 社会参加の推進

- 1 老人クラブ社会参加促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 2 敬老祝金支給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 3 葛巻町シルバー人材センター運営費補助事業・・・・ 53
- 4 長寿を祝う会開催事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第4章 介護保険事業

第1節 本計画と第8期介護保険事業計画との相関性・・・・・・・・ 56

第2節 居宅サービスの現状と見込み

- 1 訪問介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 2 訪問入浴介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 3 訪問看護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 4 訪問リハビリテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 5 居宅療養管理指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 6 通所介護（デイサービス）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 7 通所リハビリテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 8 短期入所生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 9 短期入所療養介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 10 特定施設入居者生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 11 福祉用具貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 12 特定福祉用具販売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- 13 住宅改修費支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 14 居宅介護支援及び介護予防支援・・・・・・・・・・・・・・ 70

第3節 地域密着型サービス

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・・・・・・・・・・ 71
- 2 夜間対応型訪問介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 3 認知症対応型通所介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 4 小規模多機能型居宅介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 5 認知症対応型共同生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

6	地域密着型特定施設入所者生活介護	74
7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	74
8	複合型サービス	75
9	地域密着型通所介護	75

第4節 介護保険施設サービス

1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	76
2	介護老人保健施設（老健）	77
3	介護療養型医療施設（病院等）	78

第5節 その他の施設サービス

第5章 協創のまちづくりの推進

第1節	協創のまちづくりの推進	81
-----	-------------	----

資 料

・ 盛岡北部行政事務組合アンケート調査結果（抜粋）	資料1
・ 用語解説	資料2
・ 葛巻町高齢者健康福祉計画策定委員会設置要綱	資料3
・ 葛巻町高齢者健康福祉計画策定委員会委員名簿	資料4

第 1 章 総論

第1節 計画策定の背景

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成29年推計）によると、日本の高齢化率は令和7（2025）年に30.0%、令和22（2040）年には35.3%に達すると見込まれています。高齢化率はその後もさらなる上昇を続け、令和47（2065）年には38.4%、国民の約2.6人に1人が65歳以上となる社会が到来すると推計されています。（いずれも出生中位推計）。

葛巻町は、令和2年10月1日現在（住民基本台帳）の人口は5,902人で、そのうち高齢者人口は2,787人、高齢化率は47.2%となっています。町内の高齢者人口は、人口減少に伴い令和2年から減少しています。一方で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は、今後も増加することが見込まれ、盛岡北部行政事務組合の推計によると令和5年には高齢化率が50%を超えることが見込まれています。

このような状況を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年と、さらにはその先の令和22（2040）年を見据えた取り組みを進めていくことが必要となります。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域づくりに向けて、個人の尊厳の保持と自立生活の支援が重要となりますこれまでの「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者の自立支援・重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進が求められています。

第 2 節 計画策定の目的

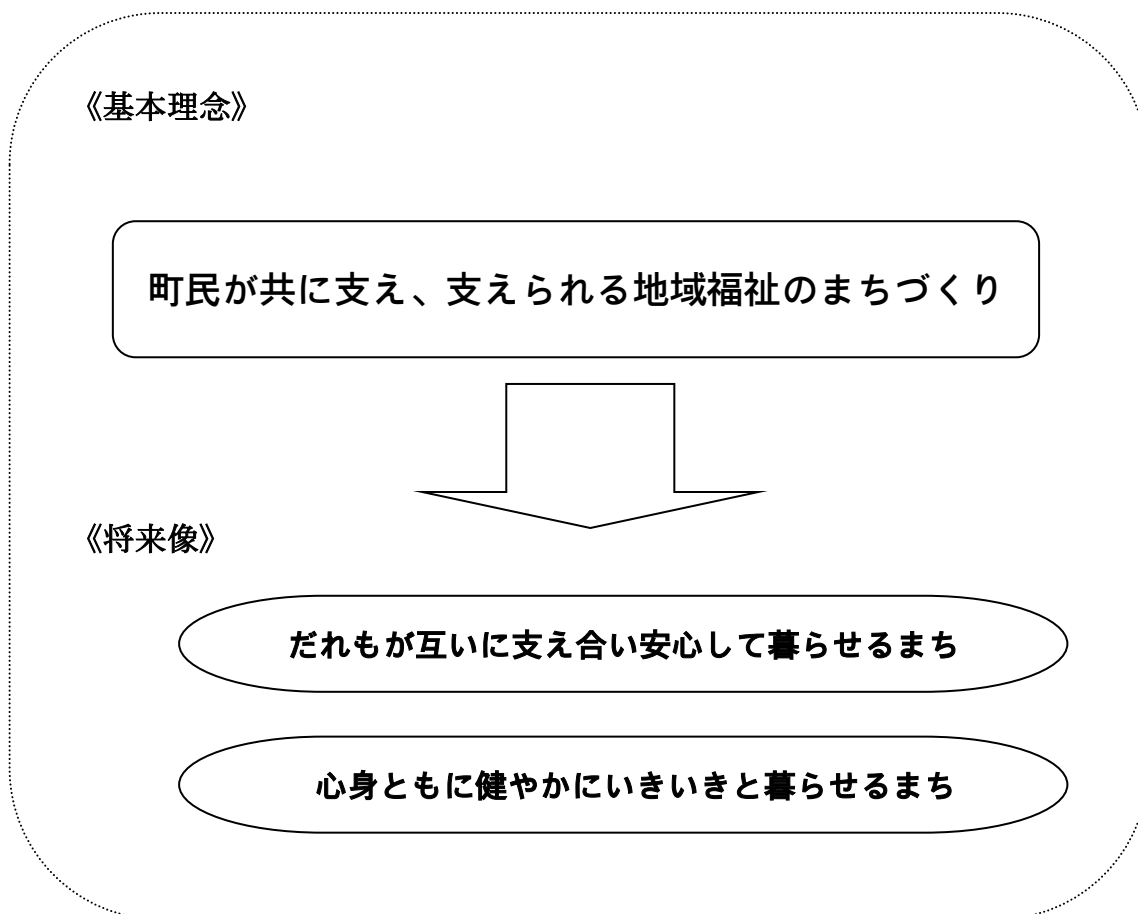
高齢者が住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていくために、町が目指すべき基本的な目標を定め、その実現に向けて施策の方向性を明らかにする必要があります。

町における高齢者保健福祉施策の基本的な考え方や目指す取り組みを総合的、かつ体系的に整えるとともに、葛巻町総合計画、葛巻町地域福祉計画、健康くずまき 21 プラン(第 2 次)、盛岡北部行政事務組合第 8 期介護保険事業計画との整合性を図り、高齢者保健福祉の方向性を示すことを目的としています。

第 3 節 計画策定の視点

令和 3 年度からの本計画では、葛巻町地域福祉計画と基本理念を共にし、団塊の世代が 75 歳以上となり高齢化が一段と進む令和 7 年(2025 年)度に向け、高齢者が住み慣れた地域において様々な支援を受けながら安心して暮らすことができる「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進し、総合的に施策を展開します。

第4節 基本理念



■ 基本理念

少子高齢化が進む中で、子どもから高齢者まですべての住民が安心して暮らすことができ、共に支え、支えられる思いやりのある社会が必要です。

町の持つ自然、空間、ゆとりを大切にしながら、だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう「自助・互助・共助・公助」を基本に、住民・事業者・行政の協創のもとに、「共に支え、支えられる地域福祉のまちづくり」を基本理念とします。

■ 将来像

「だれもが互いに支え合い安心して暮らせるまち」「心身ともに健やかにいきいきと暮らせるまち」という2つのキーワードを掲げ、住民一人ひとりの生活において、これらを実現される地域社会づくりを目指します。

第5節 基本目標

■ 基本目標1 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを一体的に提供できる体制を言います。更なる地域包括ケアシステムの推進のため、関係団体や自治会等との連携を図ります。

なかでも、認知症高齢者が年々増加傾向にあることから、認知症高齢者への支援体制や生活支援の構築を進め、地域における認知症高齢者の見守りや支援体制づくりを推進します。

■ 基本目標2 健康づくり・介護予防の推進

自立した生活や様々な活動を継続していくためには、健康であることが必要です。生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるような支援を身近な地域で展開します。

■ 基本目標3 地域における安心安全な生活の確保

地域での見守り体制の強化や、災害時の要配慮者等への支援体制の整備など安心して暮らせる地域づくりを進めます。地域の中でも、元気な高齢者も支える側となり高齢者が互いに見守り支え合う地域社会の実現を目指します。

■ 基本目標4 社会参加と生きがいづくり

高齢期になっても、趣味やボランティア活動、就労などを通して社会と関わりを持てるよう活躍の場の創設に努めます。また、だれもが生きがいを持って、学び、集い、交流できる活動などを支援します。

第6節 計画の性格と位置づけ

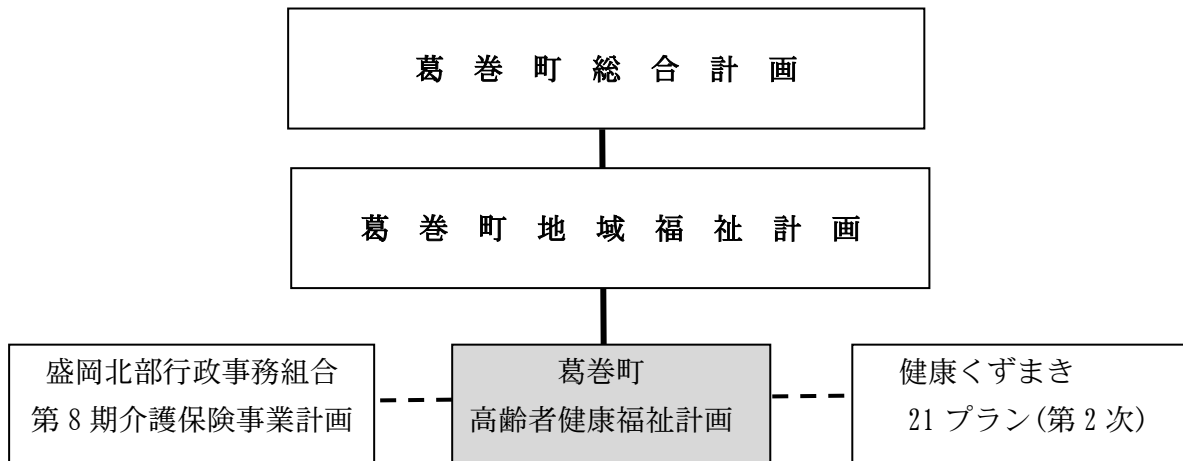
1. 計画の性格

高齢者健康福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、すべての市区町村に策定が義務づけられている高齢者福祉計画と保健施策が一体となった計画です。高齢者になってもその人らしく健康で、いきいきと暮らすために必要な対策が講じられるよう、地域における高齢者等の保健・福祉ニーズと必要なサービス量を明らかにし、サービス供給体制を計画的・効率的に整備することを目標に策定される計画です。

2. 計画の位置づけ

「葛巻町高齢者健康福祉計画」は、「葛巻町総合計画」、「葛巻町地域福祉計画」を上位計画として策定される計画です。また、地域ぐるみの健康づくりを促進するための基本的な方向づけと具体的な諸施策を取りまとめた「健康くずまき21プラン（第2次）」とも連携し、健康づくりと生活習慣病の予防等に関する施策の充実を図ります。

【 計画の位置づけ 】



第7節 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とし、団塊の世代が75歳になる令和7（2025）年度までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

第 2 章 高齢者の状況

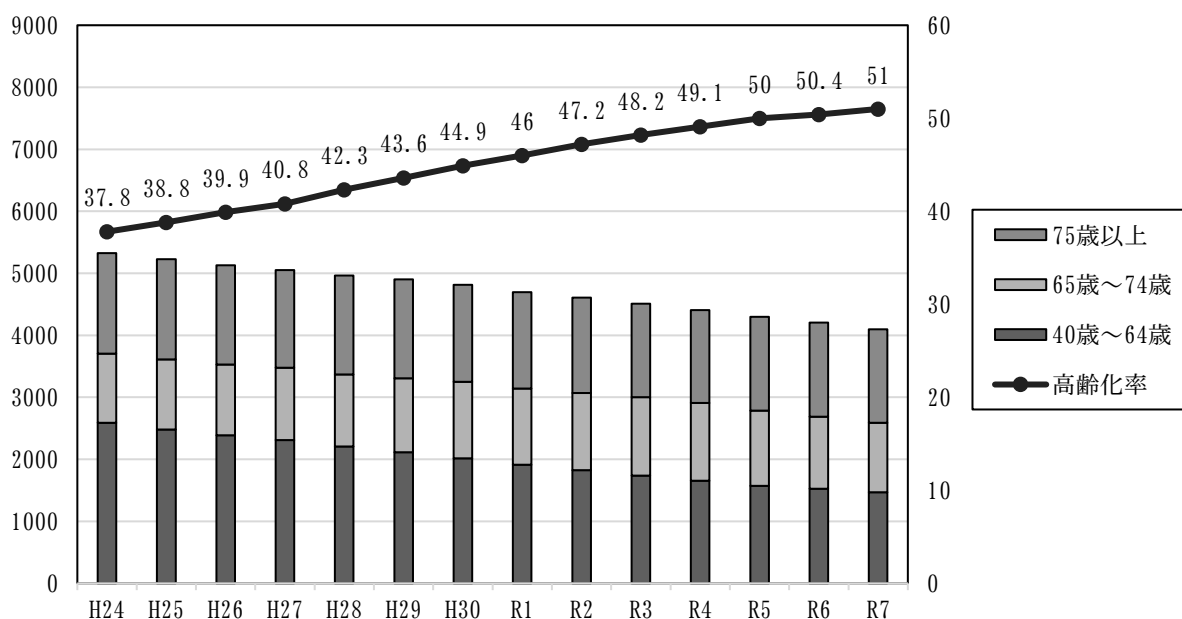
第 1 節 人口及び世帯数の推移

1. 高齢化の進行

今後、葛巻町の人口は減少を続けるとともに、高齢化率の上昇が予想されます。

盛岡北部行政事務組合の推計によると、令和 5 年は総人口 5,457 人、高齢化率 50.0%、令和 7 年には総人口 5,159 人、高齢化率 51.0%になると予測されています。

【 40 歳以上の人口推移及び推計 】



単位：人、%

	実績値									推計値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
0～39歳	1,927	1,854	1,748	1,668	1,566	1,491	1,415	1,359	1,293	1,248	1,201	1,160	1,104	1,063
40～64歳	2,586	2,478	2,386	2,308	2,204	2,112	2,017	1,912	1,822	1,735	1,653	1,569	1,526	1,466
65～74歳	1,118	1,131	1,142	1,168	1,165	1,194	1,233	1,227	1,244	1,264	1,258	1,215	1,161	1,122
75歳以上	1,623	1,617	1,598	1,574	1,594	1,593	1,562	1,557	1,543	1,510	1,496	1,513	1,515	1,508
総人口	7,254	7,080	6,874	6,718	6,529	6,390	6,227	6,055	5,902	5,757	5,608	5,457	5,306	5,159
65歳以上(再掲)	2,741	2,748	2,740	2,742	2,759	2,787	2,795	2,784	2,787	2,774	2,754	2,728	2,676	2,630
高齢化率	37.8	38.8	39.9	40.8	42.3	43.6	44.9	46.0	47.2	48.2	49.1	50.0	50.4	51.0

※ 各年 10 月 1 日現在

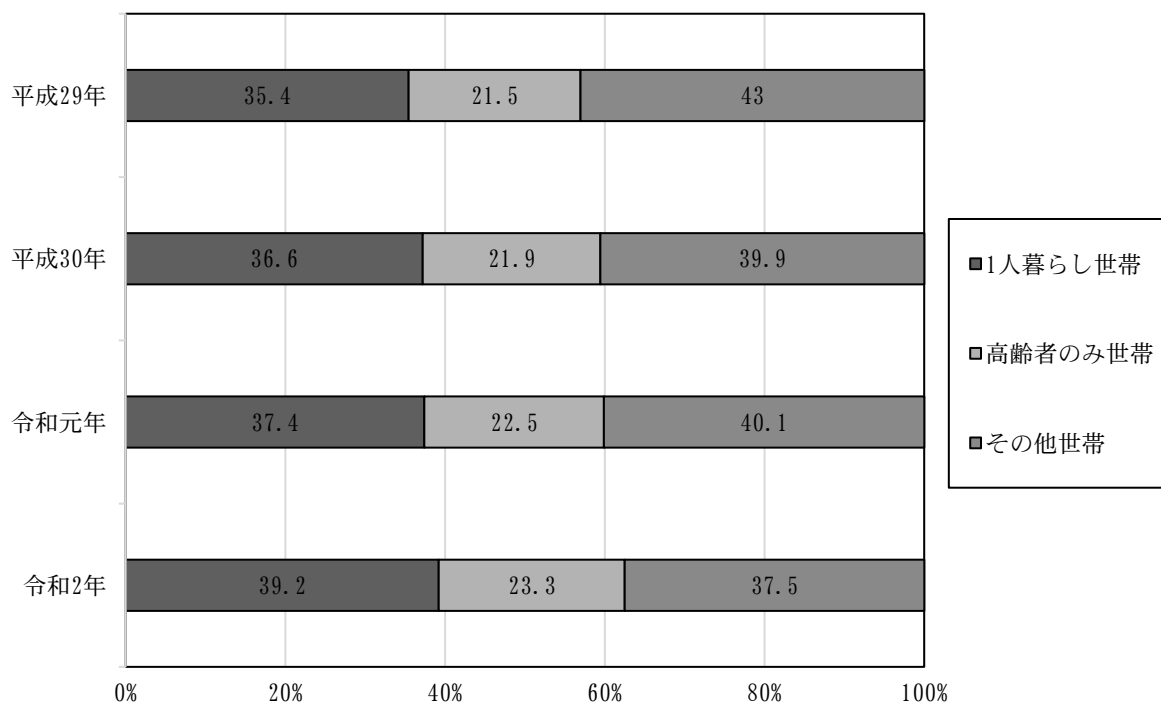
※ 平成 24～令和 2 年は実績値（住民基本台帳）、令和 3 年以降は推計値（盛岡北部行政事務組合）

※ 高齢化率=65歳以上÷総人口

2. 高齢者世帯の増加

令和2年10月の住民基本台帳によると、高齢者がいる世帯のうち、約62.5%が一人暮らし高齢者、あるいは高齢者のみで構成された世帯となっており、平成29年と比較して、一人暮らし世帯が年々増加していることが分かります。

【 高齢者のいる世帯 】



単位：世帯

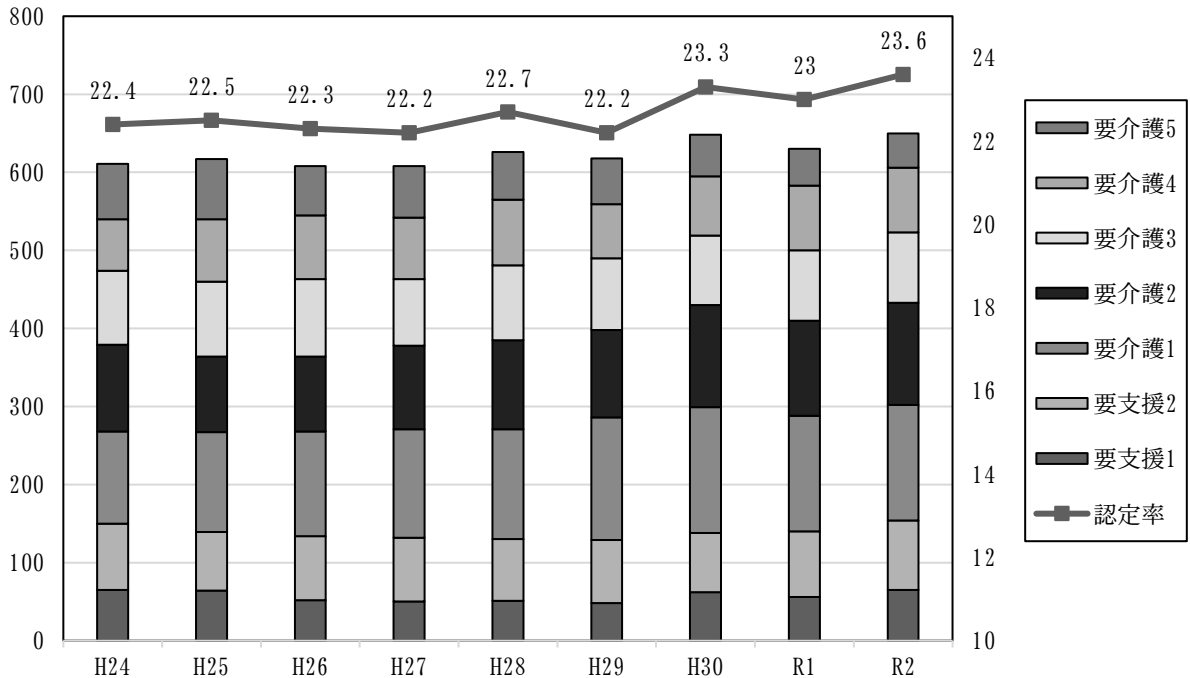
	高齢者がいる世帯総数	一人暮らし世帯	高齢者世帯	その他の世帯
平成29年	1,992	707	428	857
平成30年	1,985	726	435	793
令和元年	1,979	740	446	793
令和2年	1,966	770	459	737

※ 各年10月1日現在

第2節 要支援・要介護認定者の推移

1. 要支援・要介護認定者のこれまでの推移

【 要支援・要介護状態区別認定者数の推移 】



単位：人、%

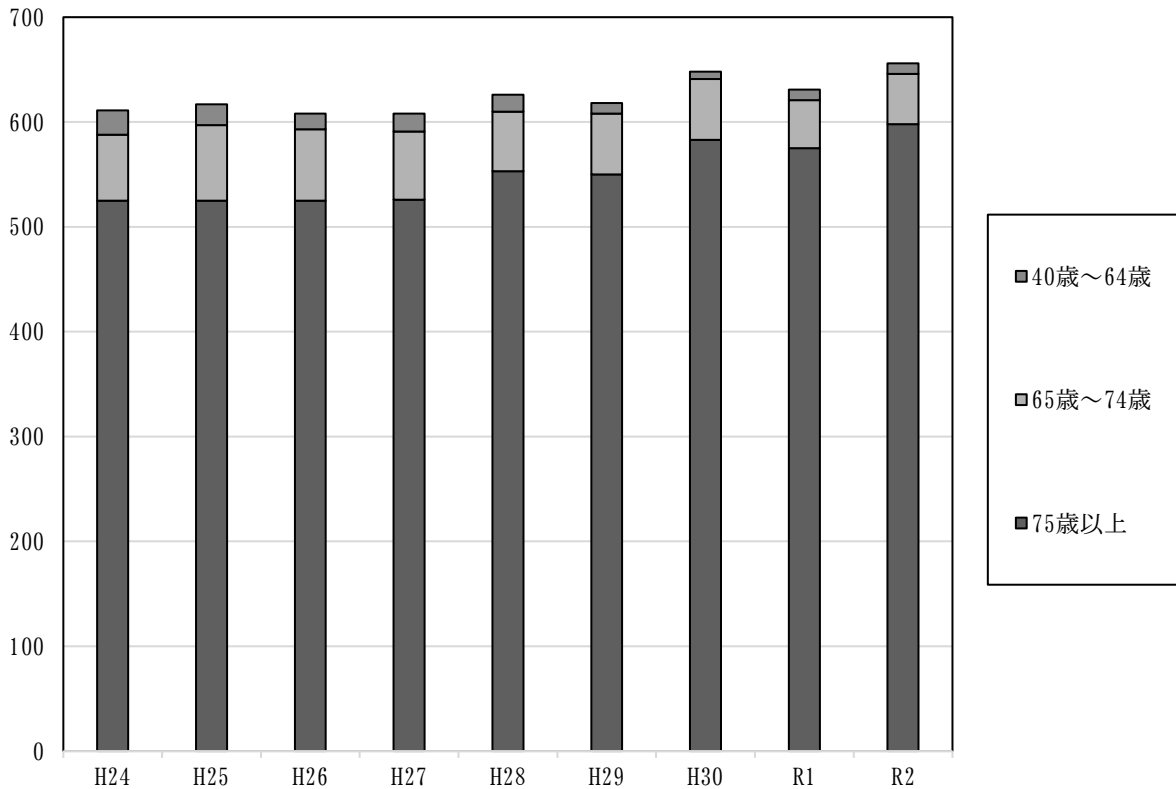
状態区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
第1号被保険者	要支援1	64	63	52	50	51	48	62	56	64
	要支援2	82	73	81	80	79	80	76	83	89
	要介護1	115	126	132	135	136	154	159	147	148
	要介護2	107	94	92	102	109	109	127	118	127
	要介護3	89	90	95	83	95	92	89	89	93
	要介護4	63	77	81	79	82	68	75	82	82
	要介護5	68	74	60	62	58	57	53	46	43
	合計	588	597	593	591	610	608	641	621	646
	第1号被保険者	2,727	2,740	2,732	2,742	2,759	2,787	2,788	2,784	2,787
第2号被保険者	要支援1	1	1	-	-	-	-	-	1	2
	要支援2	3	2	1	2	-	1	-	1	-
	要介護1	3	2	2	4	5	3	2	1	-
	要介護2	4	3	4	5	5	3	4	4	4
	要介護3	6	6	4	2	1	-	-	1	2
	要介護4	3	3	1	-	2	1	1	1	1
	要介護5	3	3	3	4	3	2	-	1	1
	合計	23	20	15	17	16	10	7	10	10
要支援・要介護認定者数合計	611	617	608	608	626	618	648	631	656	
要介護認定率	22.4%	22.5%	22.3%	22.2%	22.7%	22.2%	23.3%	23.0%	23.6%	

※各年10月1日現在実績値(年度中央値)

※第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳から64歳までの医療保険加入者

※要介護認定率=第1号及び第2号被保険者の要支援・要介護認定者の合計÷第1号被保険者

【 要支援・要介護認定者の年齢別推移 】



単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
40～64 歳	23	20	15	17	16	10	7	10	10
65～74 歳	63	72	68	65	57	58	58	46	48
75 歳以上	525	525	525	526	553	550	583	575	598
合計	611	617	608	608	626	618	648	631	656

※ 各年 10 月 1 日現在実績値

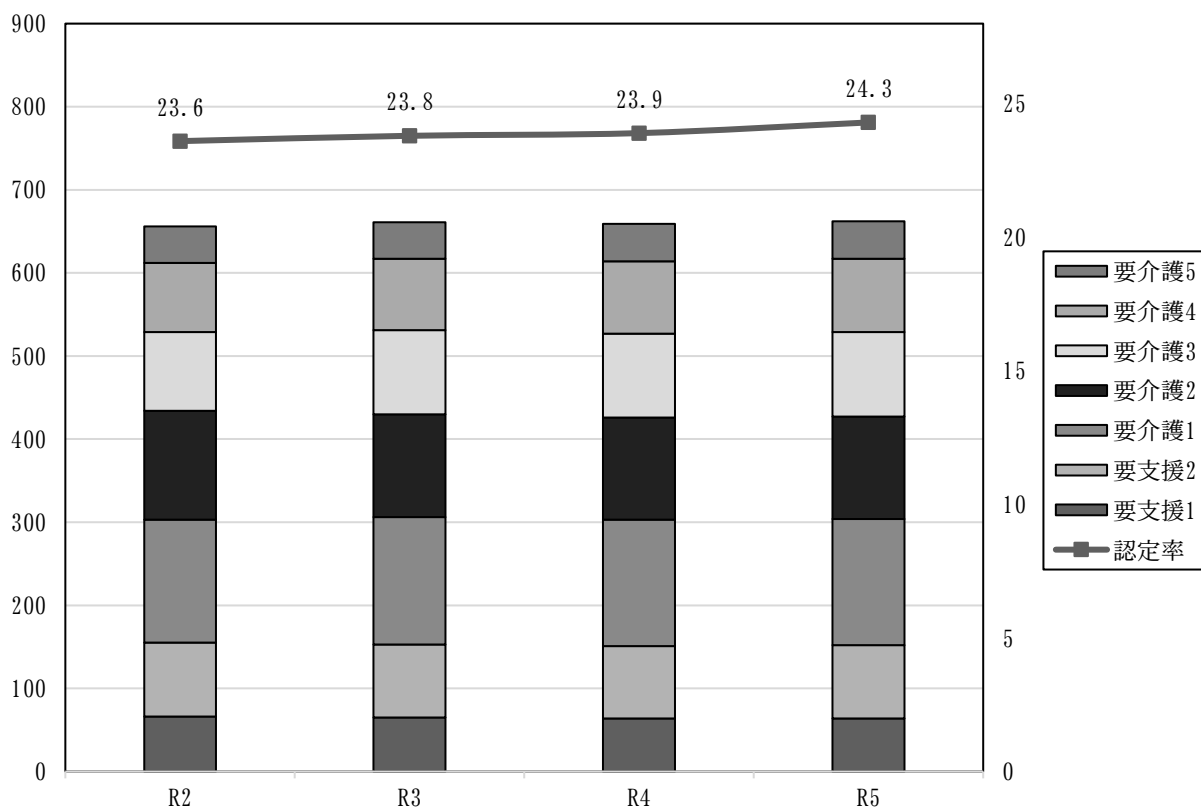
平成 24 年以降 65 歳以上の第 1 号被保険者、40 歳以上 64 歳の第 2 号被保険者における要支援・要介護認定者数は、増加しながら推移しています。

要支援・要介護認定者を年齢別でみた場合、後期高齢者となる 75 歳以上の高齢者が占める割合は平成 24 年には 85.9%、令和 2 年には 91.2%と要支援・要介護認定者の 8 割以上を占めています。

2. 今後の要支援・要介護認定者の推計

盛岡北部行政事務組合の推計によると、高齢者人口は減少していくものの、認定者数は横ばいで、要介護認定率は微増しながら推移すると見込まれています。

【 要支援・要介護等認定者数及び要介護認定率の推計 】



単位：人、%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	66	65	64	64
要支援2	89	88	87	88
要介護1	148	153	152	152
要介護2	131	124	123	123
要介護3	95	101	101	102
要介護4	83	86	87	88
要介護5	44	44	45	45
合計	656	661	659	662
要介護認定率	23.6	23.8	23.9	24.3

第3章 重点的取り組みと施策の展開

第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

現 状

高齢者が要支援・要介護状態となることを防ぎ、また、たとえ要介護状態になった場合においても、その状態の軽減若しくは悪化の防止を推進するために、専門職が提供する機能回復訓練等だけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる地域づくりが求められます。

施策の方向

これまで進めてきた住民主体の通いの場など地域での介護予防事業を一層進めるとともに、様々な専門職の協力を得ながら日常生活におけるフレイル予防の活動を推進するなど高齢者の心身の状態に合わせたきめ細やかな支援を推進していきます。

また、自立支援型の地域ケア会議を開催し、多職種連携のもと、本人の介護予防に資するケアマネジメントを推進します。

2. 高齢者の生きがいづくりの推進

現 状

高齢期を迎えても、いつまでもいきいきと暮らすためには、生きがいを持つことや、積極的に外に出て人と交流し続けていくことが大切です。高齢者の閉じこもりを防ぐために外出を促すとともに、多くの高齢者が楽しい時間を過ごせるように、気軽に集い仲間と出会うことができる高齢者の居場所づくりが求められています。

施策の方向

高齢者が、これまでの豊かな経験や知識、技能を活かし、高齢期を健康で生きがいを持って過ごせるよう、趣味、学習、文化、スポーツ等の地域活動や就労など様々な活動への積極的な参加と心身の健康づくりを促進します。特に、元気な高齢者はボランティア活動等支えられる側だけでなく支える側に立ち、地域での支援者として一緒に活躍してもらうよう働きかけていきます。また、自宅に閉じこもりがちな高齢者に外出を促すため、老人クラブや自治会などと連携して「やすみっこ」や世代間交流の場などへの参加を働きかけ、地域との交流を積極的に推進します。

また、住民主体の通いの場づくりの支援を強化し、交流や仲間づくりを目的とした自主的な活動を行える高齢者の居場所づくりに努め、生きがい活動と社会参加を促進します。

3. 在宅医療・介護連携の推進

現 状

慢性疾患を抱える高齢者や認知症高齢者の多くは、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持っており、在宅医療・介護が円滑に提供できる体制が求められています。本町の医療資源は、病院と診療所がそれぞれ1ヵ所、歯科医院が3ヵ所ありますが、訪問看護ステーションがないため在宅療養者は町外の事業所を利用している状況にあります。地理的な理由から利用日等が限定されるなど不便を生じる場合もあるのが現状です。高齢者や高齢者世帯が増加するなか、訪問診療の需要も増加傾向にあり、病床を有する葛巻病院が在宅医療推進のための基幹的な役割を担っています。

施策の方向

(1) 健康づくりと介護予防の推進

「健康づくり推進協議会」や「歯科保健推進協議会」などを通じて、保健部門や葛巻医歯会との連携を図り、定期的な情報共有を行います。また、健康づくりは介護予防の推進に大きく影響することから、疾病の早期発見・早期治療を目的とした生活習慣病予防健診の受診勧奨など、高齢者自らの健康管理や介護予防を促進します。

(2) 介護サービス事業者や医療機関との連携強化

地域ケア会議や医療介護分野の研修会を開催するなど、介護サービス事業者と医療機関との相互の連携体制を強化していきます。特に、入退院時については、ケアマネジャーと病院の医師や看護師が入院前や入院中の状況を相互に共有し、退院後の在宅生活での支援方法の細やかな検討を行うための「葛巻版入退院調整シート」を活用し関係機関等との連携を強化します。

(3) 在宅療養を支援する体制の充実

高齢者が一日も長く在宅で安心して療養生活が送られるよう、かかりつけ医の訪問診療や往診、訪問看護、居宅療養管理指導等のサービス提供を行います。また、在宅での看取りも積極的に支援し、限られた社会資源の中で、医療機関の医師や歯科医師、看護師、理学療法士等と介護サービス事業者のケアマネジャー等多職種との連携を図り本人や家族にとって適切な治療やケアを受けられる体制づくりに努めます。

4. 認知症対策の推進

現 状

認知症高齢者数は増加傾向にあり、本町においては要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合は6割を超えている状況です。また、国の推計では、2025年には65歳以上の5人に1人は認知症と見込まれています。

認知症施策の推進にあたっては、平成27年に取りまとめられた認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、認知症高齢者等が出来る限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことが出来るように、認知症者等にやさしい地域づくりを進めてきました。令和元年に新たに認知症施策推進大綱が取りまとめられ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として取組を進めています。

施策の方向

(1) 普及・啓発等の関連施策の総合的な推進

認知症は、閉じこもりや寝たきりとのつながりも深いと考えられることから、広く高齢者の社会参加を促すとともに、認知機能低下等の予防に取り組んでいきます。

また、認知症の人や家族を見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」を今後も定期的に開催し、子供から大人まで地域みんなで認知症を見守る認知症の人に優しい地域づくりを進めます。今後は認知症サポーターを活用したチームオレンジの結成を検討するなど、国の施策に則った事業展開を推進します。

(2) 認知症対策の充実

本町では平成29年度より、認知症の人や認知症の人を抱える家族の悩みや相談に対応する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、医師、保健師、社会福祉士等専門職で構成されたチームで個別支援を行っています。認知症の初期段階の方や認知症状の対応に困っている方などに早期に介入できるよう周知活動に努めます。

また、認知症高齢者の増加に伴い、本人のみならず家族が地域で安心して介護を続けていくことができるよう、気軽に立ち寄り悩みなどの相談や情報交換ができる「認知症カフェ」を開設します。

令和元年度より、早期の段階で認知症状を発見し、支援することを目的に、生活習慣病予防検診とあわせて認知症早期発見に関するスクリーニング事業を実施しています。認知症は早期発見・早期治療がその後の症状の進行に大きく影響するため、早期の支援介入で長く自分らしく暮らしていけるよう支援します。

5. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

現 状

国では、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増加する中、ボランティアやNPOなどが主体となった生活支援サービスの提供などの提供体制の整備を推進しています。これに則り、町では、平成30年度に生活支援体制整備協議体を設置しています。また、生活支援コーディネーターを町内に7名（1層：1名、2層6名）配置しています。

施策の方向

高齢者が住み慣れた地域において、在宅での生活を続けるためには、まず、多種多様な高齢者のニーズの把握を行うことが必要です。一人ひとりのニーズに応えるためには、行政や介護事業所のみならずより身近な自治会・町内会、老人クラブ、地域活動団体や近隣住民などからの支援が不可欠です。

このような細やかなニーズに対応するために、生活支援・介護予防サービスを円滑に提供するための生活支援コーディネーターの活用や連携、協議体内での検討を進めてきます。

6. 高齢者の居住安定に係る施策との連携

現 状

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、それぞれの生活のニーズにあった住まいの確保が必要です。当町は持ち家率が高く、高齢になっても自宅で生活している方が多くいます。

施策の方向

高齢独居世帯及び高齢者のみ世帯の割合は年々増加していることから、高齢者の生活環境の変化に伴うニーズ等の把握に努め、適宜対応していきます。また、自宅で安心して暮らし続けるため、高齢者および障がい者にやさしい住まいづくり推進事業や介護保険の住宅改修により生活環境を整えていきます。また、低所得者向けに町営住宅の確保など、住宅施策担当課との連携を推進します。

7. 人材確保及び資質の向上

現 状

全国的にも医療職・介護職の人材の確保が困難とされている中、町の施設や事業所でも同様に看護師や理学療法士等のリハビリ職、介護職など有資格者の確保が困難な状況にあることから、平成 28 年度に「看護職員等養成修学資金」制度を実施し、町で働く人材の確保に努めています。

しかし、少子高齢化が著しく働く世代の減少から各種分野でも人材の確保が難しい状況にあります。

施策の方向

今後も、「看護職員等養成修学資金」制度を積極的に周知、活用し医療福祉職の確保に取り組んでいきます。特に、小中学校の児童生徒に対し、医療福祉職の魅力や働きがいを伝え、将来の進路決定に参考となるよう周知します。また、増加するサービスの需要に対応し、職種ごとの人手不足等の状況を踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保を行い、介護現場全体の人手不足対策を推進します。

8. 地域共生社会の実現に向けた取り組み

現 状

地域共生社会の実現に向けては、平成 29 年に「地域包括ケアシステムのための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正され、地域住民と行政などが協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事、丸ごと」の包括的な支援体制を整備する事が市町村の努力義務とされてきました。

施策の方向

地域共生社会の推進については福祉分野の共通事項を定めている「地域福祉計画」が上位計画として位置づけられていることから、本計画においても整合性を図り一体的に取り組んでいきます。

9. 自殺予防への取り組み

現 状

国の様々な調査により、自殺に至る危機経路として、うつ状態、介護疲れ、病苦、アルコール依存症、事業不振、過労、多重責務、子育ての不安等の問題が4つ以上因子として抱えると、誰でも自殺に追い込まれる可能性があると言われていています。自殺には、一般的に精神疾患が関与することが知られていますが、高齢者では特にうつ病やうつ状態が関与する割合が高いと言われていています。また、現在新型コロナウイルス感染の拡大による生活変化の影響か、自殺者数は警察庁統計による2020年速報値で、11年ぶりに前年度を上回る結果となっています。

町における自殺者は平成24年をピークに単年での増減はあるが、減少傾向にあります。過去5年(H27～R1)の内訳をみると、男性は72.7%、女性は27.3%、また年齢別では64歳以下が36.4%、65歳以上が63.6%であり、男性が多く、年齢的には高齢者が多いという傾向があります。自殺の理由としては、経済面(生活困窮)、健康面(身体疾患、精神疾患)等が要因として上げられます。

本町の取組としては、各種団体の代表となる住民組織に加え、保健所、医療機関、警察、消防署等を構成員とする「葛巻町こころの健康づくり連絡会」の設置、副町長をリーダーとした教育長及び庁内の課長等を構成員とする「葛巻町自殺対策推進プロジェクトチーム」の設置、地区の傾聴活動ボランティアである「自殺予防地域活動サポーターみんなの話」の設立、町内6地区に高齢者等の見守り活動と様々な相談を受け、早期につなげるための「地域安心生活支援員」の配置を行っています。また、妊婦及びそのパートナーへの中期面談を利用して、夫婦に対するうつスクリーニングを行い、若年層へのうつ予防とハイリスク者の早期発見により、必要時支援機関につなげています。

施策の方向

国では、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、地域レベルの実践的な取り組みを中心とするため、市町村に自殺対策計画の策定を義務付けました。平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを確認し、「だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

本町でも、平成31年度に「葛巻町自殺対策行動計画」を策定し、基本理念を「人と人とのこころが通いあう いのちを守り支えあう葛巻」として、全庁的連携のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、「高齢者への支援」、「生活困窮者・無職者への支援」、「子ども・若年層への支援」、「働きざかり世代への支援」の4つを重点施策として取組を推進しています。

10. 災害や感染症に備えた体制整備

現 状

近年、激甚化・頻発化している災害の発生状況を踏まえ、介護保険施設等には「非常災害対策計画」の作成が義務付けられているほか、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に位置する場合は、水防法又は土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」の作成と市区町村への提出も義務付けられています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、介護保険施設等では、マスク着用、手指消毒、換気等の感染対策を講じ、利用者や職員の健康管理に努めていますが、全国的に介護保険施設等での集団感染が相次いでいる状況です。

施策の方向

実効性のある避難確保計画等の作成を支援し、平時からの防災意識の高揚を図ります。

また、感染症予防対策として、介護保険施設等におけるリモート面会等の設備導入の検討などを行うとともに、感染症発生時に必要な物資等の備蓄、調達、輸送体制整備の推進を図ります。

第2節 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように地域包括ケアシステムの構築を目指し、できる限り要介護状態にならないよう「介護予防サービス」を適切に提供するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立する機関として、地域包括支援センターが設置されています。センターは、保健師、社会福祉士等が連携・協働しながら、チームとして主に以下の4事業を実施しています。

① 総合相談支援事業

住民のさまざまな相談にきめ細かく対応し、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的な支援を行います。相談内容に応じて、地域ケア会議等を開催し、行政、医療機関、各種サービス事業所、民生委員等の地域関係者、各種ボランティア等の社会資源のサービス・支援が受けられるようにするなど、高齢者が地域でその人らしい生活を継続していくことができるよう支援します。

② 権利擁護事業

社会福祉士が中心となって、高齢者に対する虐待をはじめとした困難事例への対応や経済的な困難を抱えている人に対する成年後見制度、社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業の周知・支援などの業務を実施します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーの資質向上のため、ケアプラン作成研修会の実施、事例検討会の実施、支援困難事例に対する具体的支援方法の検討や指導・助言などの支援を実施しています。

④ 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者及び事業対象者が要介護状態となることを予防するため、介護予防事業や介護サービス事業が適切に実施されるよう必要な支援を実施しています。

第3節 地域支援事業

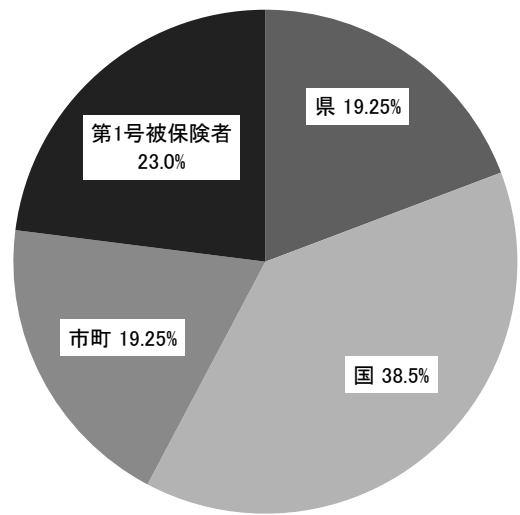
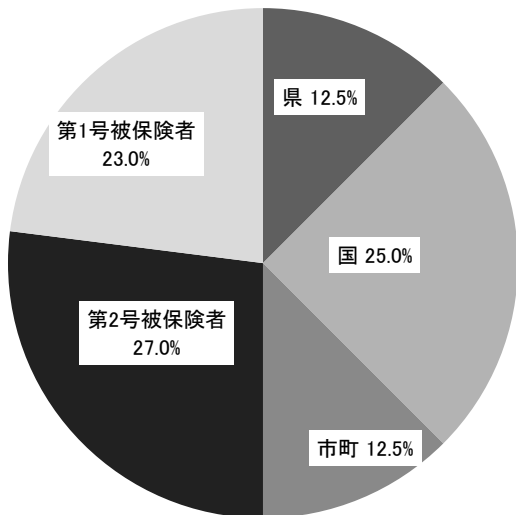
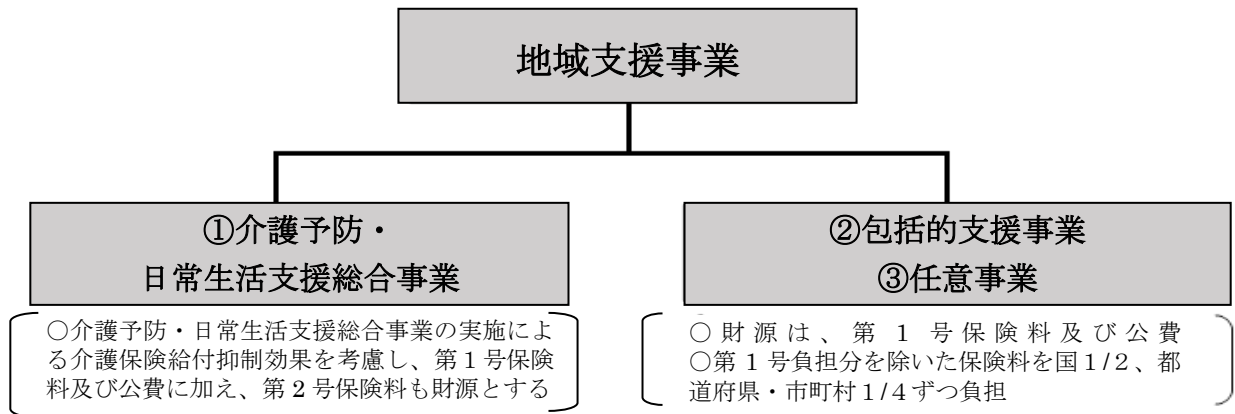
1. 地域支援事業の財源構成

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、地域支援事業を実施しています。

地域支援事業は、介護保険制度に位置付けられた65歳以上の方に対する介護予防に関する事業で、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業から構成されます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料を公費財源とし、包括的支援事業及び任意事業は、第1号被保険者の保険料と公費が財源となります。

地域支援事業の財源構成は、以下のようになっています。



2. 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者など、地域において支援を必要とする高齢者が増加し、地域の支え合いがますます重要となっています。

また、高齢者が地域でいきいきと活動するためには、フレイル予防を始めとした介護予防の取り組みを推進し、高齢者自身の健康を維持することが重要です。

これらの課題に対応するため、平成 29 年度より介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しました。総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から構成されており、住民等の多様な主体が参画しながら多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等の多様なニーズに対して効果的かつ効率的な支援等を行うことを目指しています。

(1) 介護予防・日常生活支援サービス

介護予防・日常生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを実施することができます。一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援できるよう、よりニーズにあった効果的・効率的な介護予防を実施できるよう事業の検討を行います。

●介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストによって事業対象者と判断された者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、自身の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか一般介護予防事業など状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

(2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも通える住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、自立支援を促すよう、介護予防教室へ理学療法士や作業療法士を派遣し、専門的知見からより効果的な介護予防の取り組みを推進します。たとえ要介護状態になっても地域で生きがいや役割をもって生活できるよう通いの場づくりを進めます。

●介護予防把握事業

民生委員や地域安心生活支援員等からの情報集積や、町内の 2 つの在宅介護支援センターの高齢者実態把握調査、保健師の訪問活動により地域の実情や高齢者の実態把握に努め、収集した情報等の活用により、認知症の疑いや閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を把握し介護予防活動へつなげます。

●介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、広報やくずまきテレビのほか、地域の介護予防教室や高齢者健康教室等の機会に広く周知をします。また、介護予防事業の実施記録等を管理するための介護予防手帳等の配布を行い介護予防事業とあわせた普及啓発に努めます。

●地域介護予防活動支援事業

シルバーリハくずまきにおけるシルバーリハビリ体操の指導者、介護予防に関するボランティア等の人材養成や、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業を社会福祉協議会等と連携し検討します。

●一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業等の事業全体を評価し、検証を行い評価するための仕組みづくりについて盛岡北部管内他市町と情報共有し検討を行います。

3. 包括的支援事業

●介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストによって事業対象者と判断された者に対して、介護予防及び生活支援を目的としたケアプランを作成します。

●総合相談支援業務

電話や窓口での多岐にわたる相談に対応するため、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し適切な保健・医療・福祉サービスの利用や関係機関につなげていきます。

●権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、ケアマネジャー等の支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

●包括的・継続的マネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行います。

●在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で人生の最期まで暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

●生活支援体制整備事業

一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、民間企業、ボランティア、社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員、各種団体等が連携しながら、日常生活上の多様な支援体制を整備し高齢者の社会参加の推進を一体的に進めます。

●認知症総合支援事業

認知症の容態の変化に応じ、必要な医療、介護及び生活支援を行うネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築します。また、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進するため、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの運用を促進し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

●地域ケア会議推進事業

地域の実情に合ったよりよいケア体制を強化していくため、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を開催し、保健・医療・福祉関係者及び介護サービス提供に関わる事業者などの各分野の関係機関と連携し、情報を共有しながら個別ケースの対応、包括ケアの推進を図ります。

4. 任意事業

ア. 介護給付等費用適正化事業

必要な介護サービス以外のサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催などにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を行います。

イ. 家族介護支援事業

i) 家族介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する事業です。

ii) 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる「盛岡広域 SOS ネットワークシステム」の運用などを行う事業です。

iii) 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、健康相談による疾病予防や介護用品の支給、介護者相互の交流会等を開催する事業です。

ウ. その他事業

i) 成年後見制度利用支援事業

低所得者の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬等の助成を行う等の事業です。

第4節 高齢者等への保健・医療サービス

要介護状態や認知症の原因となる生活習慣病等の予防と、病気の早期発見・早期治療によりいつまでも自立した日常生活を送られるよう、健康寿命の延伸を図ります。

そのため、成人期から高齢期まで各年代に応じた健康教育・相談、健康診断、家庭訪問等を行い、住民一人ひとりの健康保持・増進を支援します。

1. 健康教育事業

健康づくりへの意識と知識をいっそう高めるため、健康に関する講習会等を開催し、住民の健康保持、増進を図ります。

【事業の内容】

対象者	40～64歳の住民とし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、本人に代わってその家族を対象とする。
内容	生活習慣病、歯周疾患予防、骨粗しょう症予防、COPD、病態別予防、薬に関する知識、新型コロナウイルス等感染症対策等。
会場	保健センター、地区センター、公民館等、健康福祉まつり、地区文化祭等

現状

生活習慣病や寝たきりを予防するため、対象者の特性に応じた健康づくり知識の習慣、指導を行っています。

【実績】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
開催回数(回)	11	14	10	3
参加者数(人)	131	57	59	65

2. 健康相談事業

健康相談の場に参加することで、自分の健康状態の確認や地域の方々との交流を図ることができます。

【事業の内容】

対象者	40～64歳の住民とし、相談内容や対象者の状況によっては、本人に代わって、その家族等を対象とする。
内容	① 総合健康相談：一般的な健康に関する内容・健康診査の結果に関する内容。 ② 重点健康相談：高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗しょう症に関する内容についての指導助言。
会場	保健センター、地区のセンターや公民館等、各イベント会場（町なかイベント、地区文化祭等）

現状

健康相談は、各種町中イベントや各地区で開かれる健康教室や高齢者福祉大学、地区文化祭等の行事と併せて開催し、様々な健康相談に応じています。

【実績】

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総合健康 相談	開催回数（回）	26	16	12	4
	参加者数（人）	135	55	50	86
重点健康 相談	開催回数（回）	9	9	8	6
	参加者数（人）	281	270	311	160

3. 生活習慣病予防健診事業

(1) 特定健康診査等・特定保健指導

生活習慣病予防のため、健康診査を行い早期に危険因子を発見するとともに、その結果に基づき、食事や運動等による個々の生活習慣を改善するための保健指導を行います。また、現在受診率向上を目指して、全ての健診事業で平成 28 年度から自己負担無料化、平成 29 年度からは歩行困難等要支援者に配慮した健診会場までの送迎対応を行っています。

【事業の内容】

対象者	19 歳～39 歳：若年者健診（対象：加入保険者を問わない）※町単独 40 歳～74 歳：特定健診（対象：国民健康保険被保険者） 75 歳以上：後期高齢者健診（対象：後期高齢者医療保険被保険者） その他：生保、保険異動者等
内容	問診、身体測定（身長・体重・BMI・腹囲）血圧測定、血液検査<脂質検査（中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール）、血糖検査（空腹時血糖・HbA1c）、肝機能検査（GOT・GPT・r-GTP）、尿酸、血清クレアチニン（H27～eGFR）、貧血検査>、検尿（尿糖・尿蛋白）、心電図検査、眼底検査、推定塩分摂取量（H27～）
会場	保健センター、地区センター等

現状

町では、特定健診及び後期高齢者健診のほか、19 歳から 39 歳までを対象とした若年者健診及び生活保護世帯等を対象にした健診を実施し、受診者数は増加傾向にあります。

【特定健康診査等実績】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
対象者数 (人)	3,042	3,125	2,966	3,054
受診者数 (人)	1,683	1,719	1,718	1,426
受診率 (%)	55.3	55.0	57.9	46.7

【特定保健指導実績】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
対象者数 (人)	115	124	107	113
修了者数 (人)	11	14	15	30
修了者割合 (%)	9.6	11.3	14.0	26.5

(資料：国保係 特定保健指導法定報告)

(2) 胃がん検診事業

日本人のがんの特徴は、胃がんが多いことです。長い間、胃がんが日本のがん死亡率の第1位となっていました。平成10年には全体の死亡数が肺がんに、平成26年に大腸がんに抜かれて3位になりましたが、依然としてがんの中では罹患率が高く、検診による早期発見、早期治療が重要です。

【事業の内容】

対象者	35歳以上の住民（うち検診未受診事由を除いた者）
内容	胃部X線撮影
会場	保健センター、地区センター等

現状

胃がんは、塩分の多い食生活、過度の飲酒、喫煙、ピロリ菌や本人の体質などに、起因すると言われています。高齢化にともない、胃部X線検査が困難な人が増えていることから、受診者数は若干減少しています。

【実績】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象者数（人）	3,003	2,835	2,810	2,719
受診者数（人）	1,246	1,274	1,237	1,017
受診率（%）	41.5	44.9	44.0	37.4

(3) 結核検診事業

結核は毎年新たに16,000人程度の患者が発生し、2,000人以上が亡くなっているため、世界的に見ても日本はまだ結核の低蔓延国ではない状況です。患者数を減少させるには、結核の早期診断・治療を強化する必要があり、そのためにも検診が重要です。

【事業の内容】

対象者	19～34歳、65歳以上の住民（うち検診未受診事由を除いた者） ※35歳～64歳の住民は肺がん検診
内容	胸部X線撮影
会場	保健センター、地区センター等

現状

令和元年度の結核検診受診率は、68.4%であり、増加傾向でしたが、令和2年は感染症対策を講じ、病院での受診を勧めたこともあり、集団検診は減少しています。

【実績】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象者数 (人)	2,245	2,206	2,223	2,188
受診者数 (人)	1,433	1,484	1,521	1,286
受診率 (%)	63.8	67.3	68.4	58.8

(4) 大腸がん検診事業

当町で行っているがん検診の中では、大腸がんの発見率が最も高くなっています。大腸がんは胃がんと同じように、早期に発見すれば治癒率が高いとされており、早期発見の有効な手段となる検診は極めて大切です。

【事業の内容】

対 象 者	35 歳以上の住民（うち検診未受診事由を除いた者）
内 容	便潜血反応検査
会 場	保健センター、地区センター等

現 状

早期発見のために検診は極めて有効です。受診者は増加傾向にありましたが、令和 2 年度は減少となっています。

【実績】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象者数 (人)	3,207	3,101	3,053	2,966
受診者数 (人)	1,803	1,849	1,840	1,600
受診率 (%)	56.2	59.6	60.3	53.9

(5) 子宮頸がん・乳がん検診事業

子宮頸がんや乳がんは医学の進歩により、治療方法の選択やその後の生活の質を維持することができるようになっていきます。早期発見・早期治療のためには定期的な検診が必要です。

【事業の内容】

対 象 者	○ 子宮頸がん検診：20 歳以上の女性 隔年実施 ○ 乳がん検診：40 歳以上の女性 隔年実施 (うち検診未受診事由を除いた者)
内 容	子宮頸がん検診：細胞診、超音波検診、触診 乳がん検診：マンモグラフィー検査、乳腺超音波検査 (40 代のみ)
会 場	保健センター、地区センター

現 状

令和2年度の受診率は、子宮頸がん検診 23.2%、乳がん 28.6%と低下傾向にあります。節目の年齢を対象に個別通知を出すなどで、受診率の向上を図っています。

【実績】

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
子 宮 頸がん	対象者数 (人)	998	1,042	959	1,008
	受診者数 (人)	319	302	307	234
	受 診 率 (%)	32.0	29.0	32.0	23.2
乳がん	対象者数 (人)	908	955	894	941
	受診者数 (人)	326	316	332	269
	受 診 率 (%)	35.9	33.1	37.1	28.6

4. 食生活改善事業

郷土の食材を生かした栄養教室を開催し、個々及び地域に適した知識の普及、啓発を行い、住民の健康保持・増進を図ります。

【事業の内容】

対 象 者	妊婦～乳幼児期、学童～思春期、成人～高齢期
内 容	○ 生活習慣病の予防に関する指導 ○ 介護食に関する栄養指導 ○ 健康維持・増進に関する栄養指導 ○ 訪問栄養指導 ○ 食生活改善推進員養成・活動支援
担 当 者	栄養士・保健師・食生活改善推進員等

現 状

平成22年度に策定した「食育推進計画」に基づき、ライフステージごとに、栄養相談、指導や料理教室等を他団体と連携しながら実施し、各地区センター等を利用して地域における栄養講習会を開催しています。特に高齢期の低栄養予防と減塩・適塩習慣定着のための食生活支援を行います。また、町食生活改善推進員が、地域のボランティアグループとして、町保健事業と連携した食育推進事業や各種イベントをはじめ、各地区の諸行事等の推進役として活動を展開しています。

【実績】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数(回)	363	273	262	133
参加者数(人)	9,477	10,199	9,160	5,876

5. 歯周病疾患予防事業

歯・口腔の健康は、食べること、会話をすること、表情をつくること等の基礎となります。また、近年、歯・口腔の健康と全身の疾患との関連が示され、歯・口腔の健康づくりが注目されています。特に高齢期には、口腔機能の低下により摂食嚥下障害が起き誤嚥性肺炎の原因となることから口腔機能の維持改善を図り全身の健康を保つため、日頃の口腔ケアと定期的な健診が重要です。町では、歯科健診の機会の提供と歯科講話等を通じ、歯・口腔も併せた生活の質（QOL）をより一層高めていくよう支援します。

【事業の内容】

対 象 者	19 歳以上の住民
内 容	妊婦歯科健診受診票交付、高齢者歯科講話、成人歯科健診、事業所歯科健診、1 歳 6 ヶ月児歯科健診、3 歳 6 ヶ月児歯科健診、1 歳 6 ヶ月児歯科健診及び 3 歳児歯科健診対象者保護者への歯科健診、節目個別健診（20, 30, 40, 50, 60, 65, 70, 75, 80）、強い歯大賞（8020 表彰）、訪問歯科診査、訪問歯科診療、健康講話（歯科部門）
会 場	保健センター、地区センター、公民館等

現 状

健康日本 21（第 2 次）では、60 歳で 24 本の歯を持っている人の割合を 31.7%に目標設定しています。しかし、平成 29 年の中間実績値では、15.5%となっています。歯の喪失原因となる歯周病を早期発見し治療するため、歯科健診の受診確保に努めます。

【実績】

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成人歯科健診	実施回数(回)	15	15	13	12
	受診者数(人)	387	389	400	74

6. 感染症予防事業

感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、定期予防接種を奨励し一部費用の補助をするなど、高齢者の健康保持と公衆衛生の向上を図っています。

【事業の内容】

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ 65 歳以上の町民 60 歳以上の町民で心臓、腎臓、呼吸器、又は免疫機能障害を有する方で 身体障害者手帳 1 級交付者 ・ 高齢者肺炎球菌 当該年の 65/70/75/80/85/90/95/100 歳の到達者（※未補助者に限る） 60 歳以上の町民で心臓、腎臓、呼吸器、又は免疫機能障害を有する方で 身体障害者手帳 1 級交付者
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ予防接種事業（予防接種費用の一部補助） 上限 3,000 円（接種費用と補助額を比較し低い額を補助） ・ 高齢者肺炎球菌予防接種事業（予防接種費用の一部補助） 上限 6,000 円（接種費用と補助額を比較し低い額を補助）

現 状

定期接種となったインフルエンザ予防接種と肺炎球菌予防接種の接種費用に対し補助金を助成することにより、多くの対象者が接種するようになっていきます。高齢者肺炎球菌に関しては接種率が低いと、今後とも広く周知と接種勧奨をしていきます。また、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が多いため、在宅支援者の感染症発症時の対応も課題となっており、今後は地域包括支援センター、病院、保健所、サービス事業者等と連携しながら対応について検討を進めて参ります。

【実績】

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高齢者 肺炎球菌	対象者数（人）	635	649	622	579
	受診者数（人）	264	309	176	136
	受診率（％）	41.6	47.6	26.2	23.5
インフル エンザ	対象者数（人）	2,796	2,801	2,789	2,793
	受診者数（人）	1,816	1,821	1,917	2,033
	受診率（％）	64.9	65.0	68.7	72.8

7. 通院バス運行事業

公共交通機関による路線がなく、また、運行回数が著しく少ないこと等から町内医療機関の利用が困難な住民を対象に通院バスを運行し、全ての住民が安心して医療サービスを受けられることができるよう交通手段の確保を図ります。

【事業の内容】

目 的	通院者やその付き添い者の通院手段の確保	
対 象 者	町内医療機関への通院者および付き添い者	
実施場所	町内	
実施機関	通年	
内 容	J R 路線については、平成 25 年度から、「100 円バス」を運行している。その他の路線については、直営及び委託	
	路 線 名	対 象 地 区
	小屋瀬線 (JR 路線)	上土谷川～田代区間
	江刈線 (〃)	大平橋～四日市区間
	田部線 (〃)	下冬部～田代区間
	星野・江刈川線	星野・江刈川・岩瀬張地区
	吉ヶ沢・土谷川線	吉ヶ沢・土谷川地区
	上平・押田内線	上平・押田内地区
	畑・三巢子線	畑地区・三巢子地区、車門の一部
	上外川線	上外川地区・小屋瀬の一部
毛頭沢線	毛頭沢地区	
運 行 曜 日	祝祭日を除く毎日	
	〃	
	〃	
	火・木曜日 第一、三 月曜日	
	水・金曜日 第二、四 月曜日	
	第一、三 月曜日	
	火曜日 第二、四 金曜日 (※要予約)	
	水曜日 第一、三 金曜日 (※要予約)	
	木曜日	

現 状

町の直営と J R バス及び葛巻タクシーへの委託により、9 路線で通院バスが運行しています。利用者のほとんどは高齢者となっているため、通院日と高齢者に配慮した運行体制で交通困難の解消に努めております。

【実績】

(人/日)

路線名	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
小屋瀬線 (JR 路線)	6,011/241	5,397/237	3,392/200
江刈線 (〃)	17,726/241	17,523/237	13,078/200
田部線 (〃)	15,256/241	15,013/237	12,053/200
星野・江刈川線	869/119	689/116	-
吉ヶ沢・土谷川線	583/116	530/112	-
上平・押田内線	262/88	280/93	-
畑・三巢子線	291/59	245/50	143/41
上外川線	235/54	297/53	193/41
毛頭沢線	100/48	98/49	83/41

第5節 在宅福祉サービス

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中において、高齢者等が安心して住み慣れた地域や自宅で、生活が継続できるように支援を行います。

1. 配食サービス事業

宅配ボランティアによる配食サービスの実施により、食生活の改善と健康増進を図るとともに、安否確認などの見守りを行うことで、自立した在宅生活が安心して送れるように支援します。

【事業の内容】

対象者	○75歳以上の高齢者 ○心身に障がい、又は傷病のある人 ○その他町長が特に必要と認めた人
内容	対象者の自宅に、宅配ボランティアが弁当を配達するとともに、安否確認などの見守りを行います。
委託先	社会福祉法人 葛巻町社会福祉協議会

現 状

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、年々利用者が増加しています。現在は、月4回弁当を定期的にお届けしています。

【利用状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実利用者数(人)	88	105	113	136
サービス量(食)	2,836	3,721	3,126	4,605

施策の方向

宅配ボランティアによる安否確認などの見守りを含めた配食サービスを今後も継続するとともに、宅配回数や内容の充実等について検討します。

【利用見込み量】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	160	160	160
サービス量(食)	6,000	6,000	6,000

2. 外出支援事業

公共交通機関等を利用することが困難な人の外出を支援するために、ストレッチャー及びリフト付き車輛による移送サービスを行います。

【事業の内容】

対象者	町内に居住する歩行が困難なため車椅子等を使用している人で、公共交通機関等を利用することが困難な人。
内容	次の用件の際に、一人当たり月2回を上限として送迎を行います。 ○病気治療のための通院や入退院 ○公共機関等での手続き ○買い物 ○町や福祉団体等が主催する行事や会議などへの参加 ○その他葛巻町社会福祉協議会長が必要と認めたとき
委託先	社会福祉法人 葛巻町社会福祉協議会

現状

移送車輛の運転手はボランティアの方々が担っているため、緊急を要する場合の対応等は、難しい状況にあります。

また、利用状況については登録者数の減少に伴い、実利用者数と延べ利用回数とも年々減少傾向にあります。

【利用状況】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実利用者数(人)	13	13	12	9
延利用回数(回)	92	89	77	47

施策の方向

人口減少の進展などにより、年々、ボランティアの確保が難しい状況ではあるものの、買い物や各種社会活動への参加は、高齢者がいきいきと暮らすために重要です。そのため、今後もボランティアの確保に努めるとともに、申し込み方法や緊急時の利用等より効果的に利用できるような内容の検討を行います。

【利用見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	10	10	10
延利用回数(回)	50	50	50

3. 緊急通報システム事業

高齢者等の急病や事故、火災など緊急時に迅速かつ適切な対応をするため、緊急通報装置の貸与や協力員（利用者の近隣に居住し、通報時に安否確認を行う者）の配置を行うなど、高齢者等の不安の軽減を図るとともに、緊急時における連絡体制の整備を図ります。

【事業の内容】

対象者	町内に居住する一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など。
内容	緊急時に、無線発信器や緊急通報電話機等で委託先に通報すると、必要に応じて医療機関や協力員などに連絡をとり、当該高齢者等の救助や援助など適切な対応を行います。
委託先	社会福祉法人 誠心会

現状

設置台数は年度によりばらつきがあります。緊急通報装置があっても遠慮をして通報しないケースが見受けられる、協力員のなり手がいないなどの課題も浮上しています。

【利用状況】

(台)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
新規設置数	15	3	2	10
設置総台数	139	142	126	125

施策の方向

現状システムの普及と併せ、地域と協力した見守りや支援体制の維持・拡充を図ります。

【利用見込み量】

(台)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規設置数	10	10	10
設置総台数	130	130	130

4. 訪問理美容サービス事業

理美容師が訪問する経費に対して町が助成を行うことにより、理美容店へ出向くことが困難な高齢者等の自宅へ訪問してのサービス提供を享受することで、高齢者等の保健衛生の増進と在宅生活への支援を図ります。

【事業の内容】

対象者	要介護度が高い高齢者や心身の障がい、傷病などの理由で、理髪店や美容院に出向くことが困難な人。
内容	利用者1人につき、1枚あたり1,000円の利用券4枚（1年分）を一括して給付します。 利用者は理美容サービス1回につき、事業者が定める理美容料金と利用券1枚を支払います。
委託先	町内理美容店

現状

利用者数や利用回数は近年増加傾向の状況です。

【利用状況】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実利用人数(人)	5	7	11	16
延利用回数(回)	10	9	13	20

施策の方向

高齢者が快適に日常生活を過ごすためには、身だしなみを整え、清潔感を維持することが大切です。そのため、訪問理美容サービスを効果的に利用出来るよう給付券の支給を継続するとともに、事業の周知等に努めます。

【利用見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者人数(人)	17	17	17
延利用回数(回)	20	20	20

5. 寝具洗濯乾燥サービス事業

在宅の寝たきり高齢者等が、清潔で快適な生活ができるように支援するとともに、利用者及び介護者の負担軽減を図るため、寝具の洗濯サービスを提供します。

【事業の内容】

対象者	町内に居住するおおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯などで、心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な人。
内容	寝具（敷き布団、掛け布団、毛布、マットレス）の洗濯・乾燥・消毒が、年 2 回を上限として、無料で利用できます。
委託先	町内クリーニング業者

現状

利用者数や利用回数が、固定化している傾向となっています。

【利用状況】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実利用人数 (人)	13	13	15	17
延利用回数 (回)	13	13	15	17

施策の方向

寝たきりの高齢者等にとって、寝具の洗濯・乾燥等の支援は欠かせません。今後も、寝具を清潔で快適な状態で利用できるよう、また、普及啓発を図り寝具洗濯乾燥サービス事業を継続的に有効的に実施します。

【利用見込み量】

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者人数 (人)	15	15	15
延利用回数 (回)	15	15	15

6. 老人日常生活用具給付等事業

防火等の配慮や援護を必要とする高齢者等に日常生活用具を給付することにより、安心安全な在宅生活が送れるよう支援します。

【事業の内容】

給付及び貸与用具と対象者	電磁調理器 (給付)	おおむね 65 歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等。
	自動消火器 (給付)	おおむね 65 歳以上の低所得者で、寝たきり状態の高齢者や一人暮らし高齢者等。

現 状

自動消火器、電磁調理器設置実績は、次の表のとおりです。

【実績】

(人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
電磁調理器	0	0	0	2
自動消火器	1	0	0	0

施策の方向

今後も火災予防のため、認知症高齢者等の在宅生活の継続を支援するため、自動消火器や電磁調理器などの日常生活用具を給付し、日常生活の利便性を図るとともに、安全確保に努めます。

【数値目標】

(人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
電磁調理器	1	1	1
自動消火器	1	1	1

7. 家族介護用品給付事業

介護を必要とする高齢者や重度身体障がい者を在宅で介護している家族に、介護用品を給付することにより、要介護者等の保健衛生の増進と介護者の経済的な負担の軽減を図ります。

【事業の内容】

対象者	町内に住所を有する要介護者等（要介護3以上の高齢者及び体幹又は下肢2級以上の身体障がい者）を在宅（入院含む）で介護している家族
内容	① 町民税非課税世帯に属する介護者 月額3,000円 ② 町民税課税世帯に属する介護者 月額2,000円 の給付券（1枚あたり1,000円）を交付します。なお、給付券の額面を超えた分は自己負担となります。
取扱業者	町内7業者

現状

実利用人数、給付枚数ともほぼ横ばいとなっています。

【利用状況】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実利用人数(人)	82	73	75	75
延給付枚数(枚)	1,336	1,154	1,121	1,150

施策の方向

介護を必要とする高齢者等にとって、紙おむつなどは必需品で金銭面の負担も大きいです。要介護者の動向を踏まえるとともに、介護者への支援を継続するため、今後も家族介護用品給付事業を実施します。

【利用見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数(人)	75	75	75
延給付枚数(枚)	1,150	1,150	1,150

8. 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業

介護や支援が必要な高齢者及び障がい者が、自宅で自立した生活ができるよう、住宅改修経費の一部を助成します。

【事業の内容】

対象者	住宅改修が必要な要援護高齢者（介護保険の要介護者及び要支援者）及び重度身体障がい者（1～3級）のいる世帯
内容	トイレや浴室等の改善、床面の段差解消、手すりの設置など、要援護高齢者及び重度身体障がい者に対応した住宅の改善に要する経費の一部を助成（40万円を上限）します。

現状

年間1～2件の実績で推移しています。

【利用状況】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実施世帯数(件)	1	2	2	1
補助額(千円)	400	800	724	400

施策の方向

本町では持ち家率が高く、要援護高齢者等が住み慣れた自宅において、自立した生活を継続できるよう支援するとともに、介護者の負担を軽減するため、今後も継続して住宅改修に要する費用の一部を助成します。

【利用見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施予定数(件)	2	2	2
補助額(千円)	800	800	800

9. 生活管理指導員派遣事業

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯において、急な病気や退院後の自宅療養期間など、日常生活に一時的な支援が必要となった場合にヘルパーを派遣し、家事などの支援や見守りなどを行います。

【事業の内容】

対象者	おおむね 60 歳以上の介護認定に該当しない方で、病気などの理由で一時的な支援が必要な方。
内容	ヘルパー派遣にかかる費用の一部を助成します。

現 状

近年は利用実績がありません。

【利用状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実利用人数 (人)	0	0	0	0
延利用回数 (回)	0	0	0	0

施策の方向

今後も一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれており、きめ細やかな日常生活支援サービスの向上を図ります。また、平成 26 年度からは利用実績がないため、事業の普及を図り利用の促進に努めます。

【利用見込み量】

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者人数 (人)	1	1	1
延利用回数 (回)	12	12	12

10. 家族介護者リフレッシュ事業

在宅で寝たきりや認知症の高齢者などを介護している家族介護者同士が、日頃の悩みや経験等を情報交換するなど交流の促進、介護技術習得のための勉強会を開催するとともに、心身のリフレッシュを図ります。

【事業の内容】

対象者	在宅で、寝たきりや認知症などの高齢者、重度心身障がい者（児）の介護に当たっている介護者。
内容	介護技術や在宅支援サービス等の研修を行うとともに、家族介護者同士の交流会を開催しています。
委託先	社会福祉法人 葛巻町社会福祉協議会

現状

在宅で介護している家族介護者にとって、心身のリフレッシュを図ることはとても重要です。しかし、寝たきりや重度者を介護している介護者にとって長時間の外出は難しく、また、重度でなくても認知症のある高齢者の介護者は参加できない等参加者が増えない状況です。

【利用状況】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
実施回数 (回)	1	2	2	1
参加者数 (人)	6	16	13	98

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため、町内の家族介護者に対し、入浴チケットを配布したため、前年度より大幅に人数が増加しています。

施策の方向

今後、高齢者世帯の増加や世帯構成の変化から家族介護者が参加しやすくなるよう、対象者の再検討と対象者に合わせた内容の検討や、介護者等からのニーズ調査等を行い、事業を見直し多数の家族介護者の交流の場を提供できるよう努めます。

【利用見込み量】

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数 (回)	2	2	2
参加者数 (人)	90	90	90

11. 高齢者等外出支援事業

在宅で生活を送っている高齢者等に対して町内でのタクシー利用料金の一部を助成し、路線バスの利用が困難な高齢者等への利便性の向上を図り、高齢者の外出の機会の確保と社会参加の促進を図ります。

【事業の内容】

対象者	在宅で生活している ・ 75 歳以上の高齢者 ・ 身体障害者手帳所持者（3～6 級の視覚、下肢、体幹障害） ・ 療育手帳所持者 ・ 精神保健福祉手帳所持者 ・ 自動車免許の自主返納者
内容	町内でタクシーを利用したときに、月 4 枚のタクシー利用券を配布し、タクシー利用料金の一定額以上の一部を助成しています。
委託先	(有)葛巻タクシー

現状

平成 29 年度から実施している同事業は、広報等で広く周知し、住民への事業の普及が図られていますが、利用率は約 3 割弱に留まっている状況です。

【利用状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交付枚数（枚）	2,144	6,660	6,617	5,115
実交付者数（人）	280	342	334	317
実利用者数（人）	170	218	229	200

施策の方向

町内では、運転免許を自主返納してしまうと、外出手段がなくなってしまう、という問題を抱えた方が多くあったことから、令和元年度より運転免許証返納者も対象に追加しています。運転免許返納者の生活を支える足としてのタクシー券の周知を図り、今後も引き続き、利用率の向上や、利用状況等の動向をみながら利用者のニーズを踏まえた外出支援の事業を展開していきます。

12. ICT見守り事業（くずまきホットライン）

一人暮らし高齢者世帯の増加による見守り体制を強化するため、葛巻情報基盤の ICT を活用し町と遠方の家族や地域で見守るくずまきホットラインによる支援を行います。

【事業の内容】

対象者	在宅で生活を送っている 65 歳以上の高齢者。
内容	マイナンバーカードを利用して自宅のテレビで毎日の健康状態を入力し、家族等見守り支援者はメールで毎日の体調確認や見守りができます。
委託先	岩手ケーブルテレビジョン株式会社

現状

平成 29 年度末で実証事業が終了となり、(株)岩手ケーブルテレビジョンの自社事業となっています。町では、利用者に対し、利用補助を実施しています。

【利用状況】

(人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	52	46	46	42
支援者数	80	14	15	14

施策の方向

今後高齢化率の上昇が見込まれるなか、高齢者の見守り手段、遠方の家族とのつながりの一部としての定着を目指します。また、見守りだけでなく、ICT を活用した医療サービスの充実（双方向通信によるテレビ電話を活用したオンライン診療、データ通信を活用した遠隔でのバイタルチェック等）についても検討を進めます。

第6節 高齢者福祉施設サービス

在宅で生活することが困難な高齢者に、施設での福祉サービスや生活支援などを提供しています。

1. 養護老人ホーム

生活環境及び経済的な理由などにより、在宅で生活することが困難な高齢者は、町が養護老人ホームへの入所の措置を行います。

【事業の内容】

対象者	町内に居住する65歳以上の高齢者で、生活環境及び経済的、身体的、精神的な理由などにより、在宅で生活することが困難な人。
入所施設等	養護老人ホーム「葛葉荘」（町指定管理施設）や県内の養護老人ホーム。
入所判定等	養護老人ホームへの入所の適否を、「岩手紫波管内合同老人ホーム入所判定委員会」で判定します。

現 状

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、在宅で生活できない養護を必要とする高齢者は、年々増加し、待機者が増加傾向にあります。

【利用状況】

(人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
葛葉荘入所者数	33	36	33	36
町外施設入所者数	4	4	3	3
合 計	37	40	36	39

施策の方向

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯は、今後も増加傾向にあり、養護老人ホームへの入所希望者も増加が見込まれることから、措置の観点から今後も適切な入所措置を行います。

【利用見込み量】

(人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
葛葉荘入所者数	35	35	35
町外施設入所者数	4	4	4
合 計	39	39	39

2. 老人福祉センター

高齢者の健康増進や交流を図ることなどを目的とし、入浴サービスを実施しています。

【事業の内容】

対象者	60歳以上の人、又は町長が適当と認めた人。
内容	毎週月曜日と木曜日（年末年始、祝日、お盆期間は除く。）に、利用料100円で浴室を開放しています。

現 状

「100円バス」や平成29年度から始まった高齢者外出支援事業(タクシー利用助成)の効果もあり、利用者数は維持しています。また、入浴後の休み処では、傾聴ボランティアによる「みんなの話」の傾聴活動や個人ボランティアの「お茶会」、更には利用者同士が定期的に集まり交流を行う自主グループもできるなど交流と癒しの場となっています。

【利用状況】

(人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
利用者数	2,459	2,379	2,406	2,300

施策の方向

衛生管理や健康増進の目的だけの入浴ではなく、高齢者同士の憩いの場、更には自主的な社会参加につながる場として、令和4年度に建て替えを予定しており、高齢者が利用しやすい快適な環境整備に努めます。

【利用見込み量】

(人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2,300	2,300	2,300

第7節 社会参加の推進

高齢者が地域や家庭の中で、生きがいを持って暮らせるように、社会参加の推進を図ります。

1. 老人クラブ社会参加促進事業

地区の老人クラブと老人クラブ連合会に財政的な支援を行い、スポーツや娯楽活動、交流などを通して、高齢者の健康増進と社会参加を推進します。

現 状

高齢者が増加しているにも関わらず、ライフスタイルの多様化などにより新規会員の加入が少なく、現会員の高齢化により代表者のなり手がなく老人クラブ数及び会員数とも少しずつ減少している状況です。

【実 績】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
単位クラブ数(クラブ)	24	22	22	23
会 員 数 (人)	528	523	523	525

施策の方向

地域において、各種活動を行っている老人クラブに対し支援を継続し、高齢者の仲間づくりや生きがい、健康づくりや介護予防など魅力ある事業の展開を検討しながら若い世代の高齢者等新会員の加入促進を支援し、社会参加の推進を図ります。

【数値目標】

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位クラブ数 (クラブ)	23	23	24
会 員 数 (人)	530	535	545

2. 敬老祝金支給事業

敬老思想の高揚と老人福祉の増進に寄与するため、満 88 歳、満 95 歳、満 100 歳に到達した高齢者に敬老祝金を支給します。

現 状

満 88 歳の方に 2 万円、満 95 歳の方に 3 万円、満 100 歳の方に 7 万円を支給しています。

【実 績】 (人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
満 88 歳	71	65	73	77
満 95 歳	16	13	17	20
満 100 歳	1	2	2	2

施策の方向

長寿の方々に敬愛の念と感謝の意を表するため、事業を継続します。

【見込量】 (人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
満 88 歳	80	85	90
満 95 歳	25	30	35
満 100 歳	2	2	2

3. 葛巻町シルバー人材センター運営費補助事業

高齢者が「第2の現役世代」として、社会貢献活動や健康づくり活動などへ参加の「きっかけづくり」や「活動の場」を提供します。

【事業の内容】

会 員	概ね 60 歳以上の定年退職者、家業の一線を退いた人等。
内 容	葛巻町シルバー人材センターの運営事業に補助することにより高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある社会づくりや生きがいづくりに貢献します。 ①会員の登録 ②仕事の請負・提供 ③分配金の支払い ④会員相互の交流等
運 営	葛巻町シルバー人材センター（社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会内）

現 状

年々、会員の高齢化等により、請負業務が限定されつつあり、積極的な加入促進や業務の拡大・周知が望まれています。

【利用状況】

(人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
シルバー人材センター会員数	-	33	31	28
利 用 回 数	-	64	77	105

施策の方向

これまでのいきいきシルバー活動総合支援事業の組織を改編し、強化することで高齢者の経験や技能を生かし、社会参加や生きがいづくり活動をさらに支援します。

【数値目標】

(人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
シルバー人材センター会員数	30	30	30
利 用 回 数	100	100	100

4. 長寿を祝う会開催事業

高齢者の方々に敬愛の念と感謝の意を表するため、長寿を祝う会を開催します。

【事業の内容】

対象者	町内に在住する70歳以上の人（老人クラブ会員は、70歳未満でも可）
内 容	① 記念品の贈呈（年度内に米寿・喜寿を迎えられた方） ② 懇親会（弁当・飲み物） ③ 余興・アトラクション等
場 所	葛巻小学校体育館、又は各地区体育館

現 状

年々、対象者数及び参加者数が減少していたものの、平成28年度からより身近な地区で参加しやすいよう町内4会場で開催としたところ、参加者はほぼ横ばいとなっています。

【利用状況】

(人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者数	557	564	527	16

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、4地区各4名代表者受領者のみ参加。

施策の方向

高齢者を敬愛するとともに長年の労に感謝するため、参加率の向上に努めます。

【数値目標】

(人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	520	510	500

第 4 章 介護保険事業

第 1 節 本計画と第 8 期介護保険事業計画との相関性

介護保険法第 117 条第 1 項に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」は一体のものとして作成するよう規定されています。

「第 8 期介護保険事業計画」については、八幡平市・岩手町・葛巻町の 3 市町で構成する盛岡北部行政事務組合（保険者）が策定するもので、本計画と補完しあう計画です。

従って、本計画の進行管理にあたっては、盛岡北部行政事務組合や構成市町と緊密な連携・調整を図りながら、高齢者に対する福祉・保健・介護サービスを一体的に推進するものです。

第2節 居宅サービスの現状と見込み

介護保険サービスは、介護認定を受けた人を対象として行われるものです。

居宅サービスは、高齢者が介護を必要とする状態となっても、できるだけ自宅で自立して生きがいを持って暮らすことを支えるサービスです。

1. 訪問介護

【事業の内容】

対象者	① 事業対象認定者 ② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内容	①②ホームヘルパーが自宅を訪問して、調理や掃除等を利用者と一緒に行うなど、日常生活上の支援を行います。 ③ ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護（入浴、排泄、食事等）や生活援助（掃除、洗濯、調理等）を行います。

現状

社会福祉法人誠心会、株式会社 JA ライフサポートのホームヘルプステーションが中心となって、サービスを行っています。事業対象者、要支援認定者の利用は減少していますが、要介護認定者の利用は増加しています。

【サービスの利用実績】

(事業対象者、要支援認定者)

(人、回/年)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
①② 利用者数	199	175	126	
③	利用回数	8,297	9,886	12,977
	利用者数	628	681	704

施策の方向

在宅で生活する要介護者、特に一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、今後ますます利用者や利用回数の増加が見込まれます。

また、医療ニーズの高い利用者も増加傾向にあることから、医療との連携を図りながら、在宅生活の支援に努めます。

【サービスの見込み量】

(人、回/年)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①② 利用者数	120	120	120	
③	利用回数	13,995	14,400	14,473
	利用者数	774	788	800

2. 訪問入浴介護

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	② 訪問入浴車等で自宅を訪問して、介護予防を目的とした入浴サービスを行います。 ③ 訪問入浴車等で自宅を訪問して、入浴サービスを行います。

現 状

町外事業者のアースサポート盛岡が要介護者等に対し訪問入浴車による訪問入浴サービスを実施しています。

【サービスの利用実績】

(人、回/年)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
②	利用回数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
③	利用回数	178	167	122
	利用者数	46	43	30

施策の方向

在宅生活継続のため、訪問入浴介護の利用者や利用回数への対応ができるよう、継続的な事業者の確保が重要です。

【サービスの見込み量】

(人、回/年)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
②	利用回数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
③	利用回数	175	174	173
	利用者数	43	43	43

3. 訪問看護

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	② 疾病等を抱えている人について、看護師が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療上の診療の補助を行います。 ③ 疾病等を抱えている人について、看護師が自宅を訪問して、療養上の世話や診療上の補助を行います。

現 状

現在、町内に訪問看護ステーションがない状況のため、町外事業者の「訪問看護ステーション和や家」がサービスの提供を行っています。地理的条件から、利用日が限定されているものの、医療ニーズの高い人や在宅で介護をするうえでは必要度が増えています。

【サービスの利用実績】

(人、回/年)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
②	利用回数	0	88	88
	利用者数	0	11	10
③	利用回数	591	1,465	1,362
	利用者数	87	228	223

施策の方向

今後、在宅で生活する要介護者等の増加が見込まれることから、サービス見込み量の増加が予想されます。しかし、現在町内での訪問看護の資源がない状況ではありますが、葛巻病院を基幹に医療と介護の連携を密にしながら、在宅医療体制を整備し在宅療養者への支援に努めます。

【サービスの見込み量】

(人、回/年)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
②	利用回数	60	59	57
	利用者数	9	9	9
③	利用回数	1,526	1,570	1,614
	利用者数	218	220	223

4. 訪問リハビリテーション

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。 ③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが、居宅での生活行為を向上させるためのリハビリテーションを行います。

現 状

現在、町内に訪問リハビリテーション事業所がない状況のため、町外事業者の「訪問看護ステーション和や家」がサービスの提供を行っています。

【サービスの利用実績】

(人、回/年)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	平成 2 年度(見込)
②	利用回数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
③	利用回数	171	356	174
	利用者数	17	29	26

施策の方向

リハビリテーションの重要性が認識される中、利用者の中には通所リハビリテーションのような集団の場をさける人もいるため、訪問リハビリテーションのニーズも多くなっています。

【サービスの見込み量】

(人、回/年)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
②	利用回数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
③	利用回数	240	265	266
	利用者数	24	26	26

5. 居宅療養管理指導

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	② 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。 ③ 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

現 状

居宅療養管理指導は、病院、診療所の医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理や指導を行うものです。

【サービスの利用実績】

(人/年)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
② 利用者数	5	3	33
③ 利用者数	124	165	183

施策の方向

居宅療養管理指導については、今後、葛巻病院や関係医療機関等との連携を図りながら、在宅生活者への効果的なサービス利用ができるよう支援します。

【サービスの見込み量】

(人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
② 利用者数	26	26	26
③ 利用者数	212	226	226

6. 通所介護（デイサービス）

【事業の内容】

対 象 者	① 事業対象認定者 ② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	<p>①② デイサービスセンターで、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標にあわせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善など）を提供します。</p> <p>③ デイサービスセンターで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。</p>

現 状

社会福祉法人誠心会が、町内3ヵ所（葛巻、江刈、小屋瀬地区）のデイサービスセンターにおいて、通所介護サービスを行っています。要介護認定者については、高齢者や高齢者世帯の増加により利用回数は増加傾向にあります。

【サービスの利用実績】

（人、回／年）

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
①②	利用者数	817	652	417
③	利用回数	8,032	8,997	9,717
	利用者数	1,200	1,212	1,383

施策の方向

在宅で生活する要介護認定者等の増加により、引き続き利用者が増加することが見込まれることから、必要なサービス提供をできるよう要介護認定者等のニーズに対応したサービスの提供に努めます。

【サービスの見込み量】

（人、回／年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①②	利用者数	400	390	380
③	利用回数	9,672	9,745	9,800
	利用者数	1,322	1,306	1,306

7. 通所リハビリテーション

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	<p>② 老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択サービス（運動器の機能向上、栄養改善など）を提供します。</p> <p>③ 老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションを行います。</p>

現 状

心身機能の維持・回復を図り日常生活の自立支援をするために、目的に応じたりハビリテーションと食事・入浴など、日常生活上の支援を併せて提供しています。本町では、通所リハビリテーションは現在待機者があり十分なサービス提供ができない状況です。

【サービスの利用実績】

(人、回/年)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
②	利用者数	215	211	231
③	利用回数	2,564	2,880	2,753
	利用者数	414	472	462

施策の方向

理学療法士や作業療法士による専門的なりハビリテーションが受けられることで、心身機能の維持・向上とともに、自立した在宅生活の継続や日常生活動作を向上できる可能性が高まることから、介護予防や重度化防止にも効果的なサービスです。今後も情報共有を行いながら継続したサービス提供が行えるよう努めていきます。

【サービスの見込み量】

(人、回/年)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
②	利用者数	233	233	233
③	利用回数	2,881	2,945	2,984
	利用者数	468	474	478

8. 短期入所生活介護

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	② 特別養護老人ホーム等の短期入所専用居室において、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを提供していきます。 ③ 特別養護老人ホーム等の短期入所専用居室において、一時的に介護者に代わって入浴や食事の提供、機能訓練、その他日常生活上の便宜等のサービスを提供しています。

現 状

本町では、特別養護老人ホーム高砂荘において、サービスを提供しています。

介護者の疾病や事故、冠婚葬祭などの社会的理由及び介護者が休養を図るためなどに利用されています。

【サービスの利用実績】

(人、回/年)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
②	利用回数	26	44	0
	利用者数	7	6	0
③	利用回数	3,478	3,631	4,113
	利用者数	337	309	313

施策の方向

施設サービス利用者の重度化の推進により、利用状況を見ると、定期的に利用する人と、特別養護老人ホーム等の施設入所待機者が利用する 2 つの形態が多くなっています。

【サービスの見込み量】

(人、回/年)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
②	利用回数	12	12	12
	利用者数	5	5	5
③	利用回数	4,168	4,479	4,618
	利用者数	321	334	347

9. 短期入所療養介護

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	② 介護老人保健施設や介護療養型施設等に短期入所し、看護、医学的管理下で、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等を受けるサービスです。 ③ 介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を受けるサービスです。

現 状

介護老人保健施設アットホームくずまきや国民健康保険葛巻病院療養型の空きベッドを利用してサービスの提供が行われています。

【サービスの利用実績】

(人、回/年)

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度(見込)		
	老健	療養	老健	療養	老健	療養	
②	利用回数	0	0	0	0	0	
	利用者数	0	0	0	0	0	
③	利用回数	863	369	1,131	1,103	827	2,053
	利用者数	88	21	119	59	87	80

施策の方向

緊急的な利用に対応できるベッドの確保とともに、難病等やがん末期の在宅要介護者など、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等の受け入れ体制を検討する必要があります。

【サービスの見込み量】

(人、回/年)

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		
	老健	療養	老健	療養	老健	療養	
②	利用回数	0	0	0	0	0	
	利用者数	0	0	0	0	0	
③	利用回数	1,124	2,931	1,111	2,931	1,111	2,931
	利用者数	103	102	103	102	103	102

10. 特定施設入居者生活介護

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	② 有料老人ホーム等に入居している要支援者に、介護予防を目的とした日常生活の支援や介護を行います。 ③ 有料老人ホーム等に入居している要介護者に、日常生活の支援や介護を行います。

現 状

本町では、特定施設入居者生活介護を提供する施設はありませんので、町外の施設を利用している状況です。

【サービスの利用実績】

(人/年)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
② 利用者数	0	0	0
③ 利用者数	12	12	12

施策の方向

利用希望者の動向を勘案し、管外の施設の広域的利用を図りながら、他の法定居宅サービスの利用を推進します。

また、今後、対象となる施設整備の動向なども考慮しながら、サービスの供給体制を検討するものとします。

【サービスの見込み量】

(人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
② 利用者数	0	0	0
③ 利用者数	14	15	15

11. 福祉用具貸与

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	② 福祉用具のうち介護予防に資するものを貸与します。 ③ 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

現 状

在宅生活において各種福祉用具が必要な方に対し、福祉用具を貸与しています。

【サービスの利用実績】

(人/年)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
② 利用者数	205	206	203
③ 利用者数	1,098	1,227	1,310

施策の方向

ケアマネジャーや福祉用具専門相談員を通じ、福祉用具サービス貸与の周知を図り、利用者の必要性を的確に把握した上で、福祉用具の供給が行われるように努めます。

利用できる福祉用具は次のとおりです。

利用できる福祉用具
<ul style="list-style-type: none"> ・車いすとその付属品 ・特殊寝台とその付属品 ・床ずれ防止用 ・スロープ ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知器 ・自動排泄処理装置 ・歩行器 ・歩行補助杖 ・移動用リフト ・手すり

※介護度により利用できる福祉用具が異なります。

【サービスの見込み量】

(人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
② 利用者数	232	248	266
③ 利用者数	1,310	1,334	1,359

12. 特定福祉用具販売

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	② トイレや入浴などに用いる福祉用具のうち、介護予防に役立つものの購入費を支給（1割自己負担）します。 ③ トイレや入浴などに用いる福祉用具のうち、日常生活の自立や介護に役立つものの購入費を支給（1割自己負担）します。

現 状

サービス利用を希望する方は、ケアマネジャー等と相談の上、購入していることから、特に現状での問題はないようです。

【サービスの利用実績】

(人/年)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
② 利用者数	7	7	22
③ 利用者数	24	24	37

施策の方向

利用者の身体状況及び必要性に適した福祉用具を購入するよう、ケアマネジャー及び、福祉用具専門相談員などへの指導を行います。利用できる福祉用具は、次のとおりです。

利用できる福祉用具
<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり等） ・簡易浴槽 ・自動排泄処理装置の交換部品 ・移動用リフトのつり具

※購入費の支給は、指定事業所で福祉用具を購入した場合にかぎります。

【サービスの見込み量】

(人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
② 利用者数	31	31	31
③ 利用者数	45	45	45

13. 住宅改修費支給

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	② 要支援の方が生活しやすいように、小規模な住宅改修について費用を支給（1割自己負担）します。 ③ 日常生活の自立を助け、介護しやすい住宅環境を整える為、小規模な住宅改修について費用を支給（1割自己負担）します。

現 状

住宅改修をする場合は、事前に申請が必要となる為、改修を急いでいる場合は利用できない事もありますが、利用者数は増加傾向にあります。

【サービスの利用実績】

(人/年)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
② 利用者数	4	8	0
③ 利用者数	8	17	14

施策の方向

サービスの利用希望者に対し、内容を理解してもらい、必要なサービスを提供できるようケアマネジャーなどを通して、周知に努めます。

対象となる改修は次のとおりです。

対象となる工事
<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け（廊下、階段、浴室、トイレなど） ・すべり防止などのための床材のとりかえ ・開き戸から引き戸などへ扉のとりかえ ・洋式便器などへの便器のとりかえ <ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消

※上記の工事にともなって必要となる工事も含まれます。

【サービスの見込み量】

(人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
② 利用者数	7	7	7
③ 利用者数	17	17	17

14. 居宅介護支援及び介護予防支援

【事業の内容】

対 象 者	①：事業対象認定者 ②：要支援認定者 ③：要介護認定者
内 容	①② 地域包括支援センターのケアマネジャー等が、要支援者等の生活機能の維持・向上を目的に、サービス利用の計画を作成します。 ③ 居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、要介護者が居宅において日常生活を営むことができるように、サービス利用の計画を作成します。

現 状

高齢者が、介護が必要な状態となっても、できるだけ家庭で自立して暮らしたいと望んでいるため、それらを支えるサービスが求められています。また、要支援認定者、事業対象認定者の生活機能の維持・向上のための介護支援サービスが必要です。

【サービスの利用実績】

(人/年)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
①② 利用者数	381	371	393
③ 利用者数	2,828	2,893	3,079

施策の方向

介護予防支援は、地域包括支援センターが、介護予防サービス計画作成業務の一部を居宅介護支援事業所に委託し、実施しています。居宅介護支援は、現在、ケアマネジャー1人当たり利用者35人が上限数となっています。今後の需要の動向や業務量を見極めながら、質の高いサービス提供を図るとともに、必要に応じ人員の確保に努めるものとします。

【サービスの見込み量】

(人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①② 利用者数	398	398	398
③ 利用者数	3,104	3,183	3,203

第3節 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、認知症の人や要介護度が比較的重い人でも、住みなれた自宅や地域で、できるかぎり生活を続けられるように、利用者のニーズにきめ細かく対応するためのサービスです。利用者は日常生活圏域(町内)の住民に限定されます。

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業の内容】

対象者	③ 要介護認定者
内容	③ 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を定期巡回訪問と随時の対応を行います。

【施策の方向】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。第8期計画では、サービスを見込んでいませんが、ニーズ等を勘案しながら必要に応じてサービス提供の検討を行います。

2. 夜間対応型訪問介護

【事業の内容】

対象者	③ 要介護認定者
内容	③ 常にヘルパーが定期的な巡回訪問や、緊急時に対応できるように24時間態勢での身体介護や生活介助などを行うサービスです。

【施策の方向】

町内には、サービスを提供する事業所がありません。第8期計画では、サービスを見込んでいませんが、ニーズ等を勘案しながら必要に応じてサービス提供の検討を行います。

3. 認知症対応型通所介護

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	②③ 認知症の高齢者が食事、入浴などの日常生活上の世話や、機能訓練を日帰りサービスで受けられます。

【サービスの利用実績・見込】

区 分	平成 30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
② 利用者数	0	0	0	0	0	0
③ 利用者数	19	0	3	7	8	8

施策の方向

町内には、サービスを提供する施設がありません。

認知症高齢者の増加が今後予想されることから、町外を含みサービスを提供する施設等との連携を図ります。

4. 小規模多機能型居宅介護

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援認定者 ③ 要介護認定者
内 容	②③ 小規模な住居型の施設で、通いを中心に、随時訪問や宿泊サービスを組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

現 状

医療法人敬仁会が、小規模多機能型居宅介護「マイホームくずまき」として、サービス提供しており、利用者は増加傾向にあります。特に宿泊サービスを希望される方が多くみられます。

【サービスの利用実績】

(人/年)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
② 利用者数	55	30	33
③ 利用者数	167	185	195

施策の方向

住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続することを支援するもので、独居・高齢世帯、認知症高齢者が増加傾向にあるなかにあつて、サービス利用量は増加していくものと推計しています。

【サービスの見込み量】 (人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
② 利用者数	66	66	66
③ 利用者数	199	205	208

5. 認知症対応型共同生活介護

【事業の内容】

対 象 者	② 要支援 2 の認定者 ※要支援 1 の方は利用できません。 ③ 要介護認定者
内 容	②③ 認知症の高齢者が、共同生活する居住で、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練などが受けられます。

【サービスの利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
② 利用者数	9	0	0
③ 利用者数	74	84	88

施策の方向

株式会社介護いわてが、定員 9 名で認知症の利用者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流を行いながら共同で生活を送るサービス提供を行っています。

【サービスの見込み量】 (人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
② 利用者数	6	6	6
③ 利用者数	90	91	91

6. 地域密着型特定施設入居者生活介護

【事業の内容】

対 象 者	③ 要介護認定者
内 容	③ 定員 30 人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練のサービスが受けられます。

施策の方向

町内には、サービスを提供する事業所がありません。第 8 期計画では、サービスを見込んでいませんが、ニーズ等を勘案しながら必要に応じてサービス提供の検討を行います。

7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業の内容】

対 象 者	③ 要介護 3～要介護 5 の認定者
内 容	③ 常に介護が必要で、自宅では介護ができない方を対象として、定員 30 人未満の小規模な施設で食事、入浴などの介護や健康管理サービスが受けられます。

現 状

社会福祉法人誠心会が、定員 20 人の地域密着型特別養護老人ホーム「すみれ荘」として、星野地区でサービスの提供を行っています。地域密着型施設として自治会の行事や老人クラブとの交流等も行っています。

【サービスの利用実績】

(人/年)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
利用者数	232	229	233

施策の方向

地域密着型施設としての機能を活かしながら、施設入所基準の適切な運用を図りサービスの提供を行います。

【サービスの見込み量】

(人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	233	233	233

8. 複合型サービス

【事業の内容】

対 象 者	③ 要介護認定者
内 容	③ 訪問看護と小規模多機能型居宅介護など2種類以上の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせてサービスを受けます。

施策の方向

町内には、サービスを提供する事業所がありません。現在、利用実績はありませんが状況に応じて利用者のニーズを把握し、必要に応じて、サービスの供給体制を検討します。

9. 地域密着型通所介護

【事業の内容】

対 象 者	③ 要介護認定者
内 容	③ デイサービスセンターで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。

現 状

社会福祉法人誠心会が、町内2カ所（江刈、小屋瀬地区）のデイサービスセンターにおいて、通所介護サービスを行っています。利用者数、利用回数は横ばいで推移しています。

令和2年度において、江刈、小屋瀬のデイサービスセンターは葛巻デイサービスセンターのサテライト事業所へ移行しました。

【サービスの利用実績・見込量】

(人、回/年)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
利用者数	3,662	3,296	3,455
利用回数	687	626	611

第 4 節 介護保険施設サービス

介護保険施設サービスの利用については、今後の高齢化率は上昇を勘案しながら、在宅医療を支援する体制の充実や介護老人保健施設、介護療養型医療施設との連携を推進します。介護療養型医療施設については、国の医療構造改革の一環としての療養病床再編成により、介護保険の適用は令和 5 年度末までとなっています。

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業の内容】

対象者	③要介護 3 から要介護 5 の認定者 ※要介護 1・2 の特例入所者
内容	常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。 食事、入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

現 状

本町では、社会福祉法人誠心会の特別養護老人ホーム「高砂荘」がサービスを提供しています。待機者は、約 130 人を数えたときもありましたが、平成 27 年 4 月から介護保険法の改正により特別養護老人ホームへの入所基準が原則要介護 3 以上となったため、おおむね 40 人となっています。

【利用状況】

(人/年)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
利用者数	713	719	736

施策の方向

平成 27 年の介護保険法の改正により入所希望待機者は減少傾向にありますが、今後も高齢者世帯の増加等から利用希望者に大きな増減はないと予想されるため。スムーズなサービス利用ができるよう施設入所基準の適切な運用を図ります。

【利用見込み量】

(人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	766	766	766

※特別養護老人ホーム高砂荘については、新型コロナウイルス感染症対策におけるゾーニングを目的に、令和 3 年度に浴室を増築する予定です。

2. 介護老人保健施設（老健）

【事業の内容】

対 象 者	③ 要介護認定者
内 容	③ 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

現 状

医療法人敬仁会が、介護老人保健施設「アットホームくずまき」としてサービスを提供しています。待機者は、慢性的に多い状態が続いています。

【利用状況】

(人/年)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
利用者数	675	717	780

施策の方向

介護老人保健施設の目的に沿った施設の活用及び事業運営がなされるよう指導を行うとともに、機能訓練により状態が改善した利用者が、居宅で生活できる環境の整備に努めます。

【利用見込み量】

(人/年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	740	740	740

3. 介護療養型医療施設（病院等）

【事業の内容】

対象者	③ 要介護認定者
内容	③ 急性期の治療が終わり、症状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設（病院）で医療や看護などを受けられます。

現状

本町では、国民健康保険葛巻病院が介護療養型医療施設として開設しており、18床のうち6床をショートステイ用として活用しています。

介護療養型医療施設については、国の医療構造改革の一環としての療養病床再編成により、介護保険の適用は令和5年度末までとなっています。

【利用状況】

(人/年)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
利用者数	111	34	6

施策の方向

今後の国の動向等を注視しながら、施設の転換等の検討を行っていきます。

【利用見込み量】

(人/年)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	22	22	20

4. 介護医療院

【事業の内容】

対象者	③ 要介護認定者
内容	③ 日常生活の支援はもちろん、日常的な医学管理や看取りやターミナルケアといった医療的なケアを受けられます。

現状

介護医療院は、平成30年より法定化された施設です。町内には同施設はないため、町外の施設を利用している状況です。

【利用状況】

(人/年)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
利用者数	0	1	8

第5節 その他のサービス

社会福祉法人誠心会では、介護保険外のサービスの提供の場として、平成19年2月から星野ショートステイ事業所を開設し、13床で運営していましたが、平成24年4月に地域密着型特別養護老人ホーム「すみれ荘」として開所したため、3床で運営しています。

施設入所までのつなぎや短期入所生活介護施設が満床の場合の利用のほか、介護認定を受けていない方の利用などがあります。

【利用状況】

(人/年)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
利用者数	651	625	602

第5章 協創のまちづくりの推進

第1節 協創のまちづくりの推進

高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自立した町づくりを推進していくためには、町づくりに対する住民の主体的な参加が重要です。

本町ではこれまで、共に考え、ともに歩む「協働のまちづくり」を進めてきました。今後、さらに、人口減少とともに少子高齢化が進むと予想されており、行政だけで住民の多様なニーズに対応することが困難な状況となっており、これまでの協働のまちづくりから、一歩前進した住民と共に創りあげる「協創のまちづくり」を推進します。

特に、人口減少に伴い高齢者世帯が増加する中で、自治会をはじめ各種団体との協創により人と人のつながりや関わりを深め、声を掛け合い、子どもから高齢者まで支援が必要な人を見守り助け合う結いの地域づくりを推進し、全ての町民が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる「共に支え、支えられる地域福祉のまちづくり」を推進します。

資 料 編

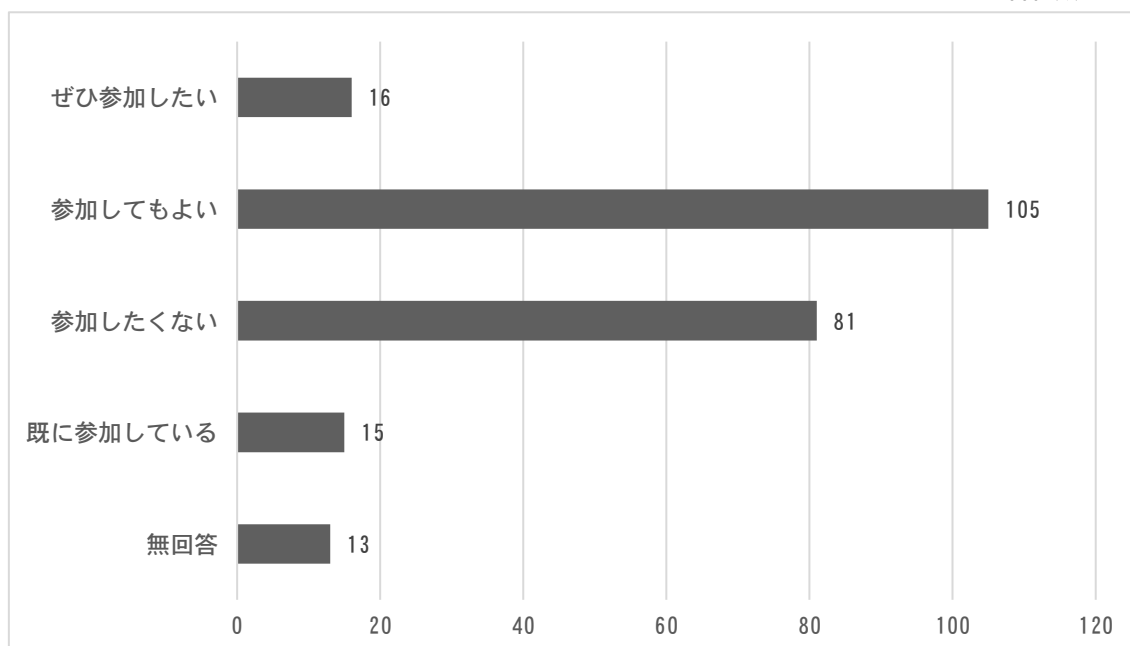
アンケート調査結果（抜粋）（盛岡北部行政事務組合・葛巻町分）

令和元年度に盛岡北部行政事務組合が行ったアンケート結果から 8 項目を抜粋して掲載します。

① 地域での健康づくり等のグループに参加したいか（1つ選択）

「参加してもよい」が 105 件で約半数あります。

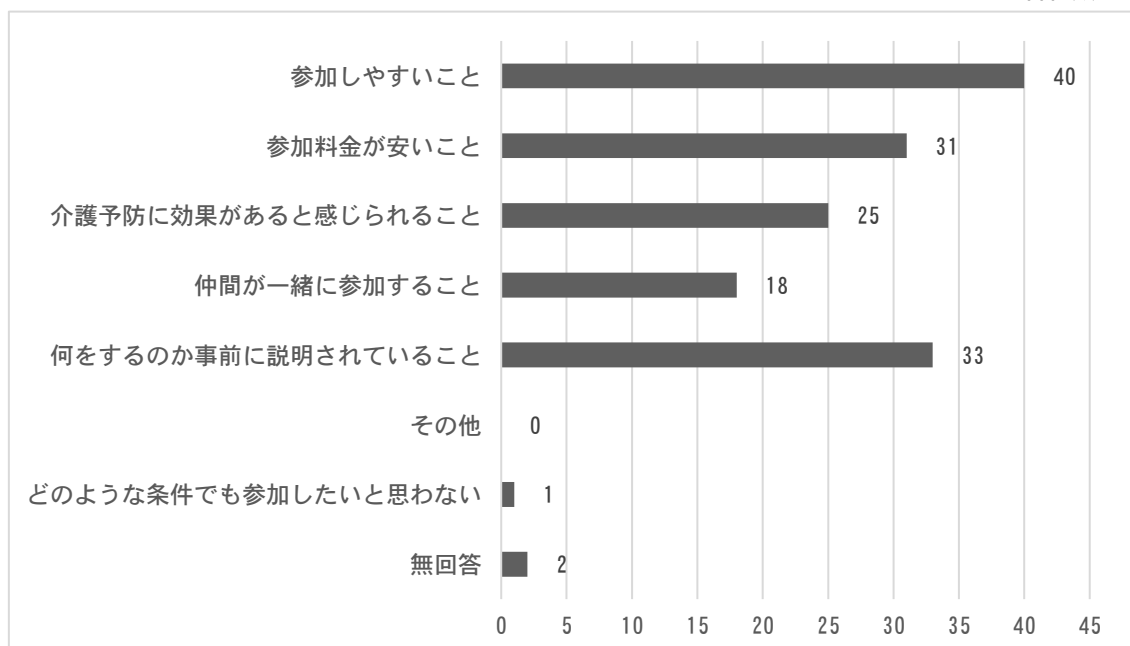
回答総数：230



② 介護予防事業を利用するとしたら、どんな事を優先するか（複数回答）

「参加しやすいこと」が 40 件で 58%、「何をするのか事前に説明されていること」が 33 件で 47.8%、「参加料金が安いこと」が 31 件で 44.9%となっています。

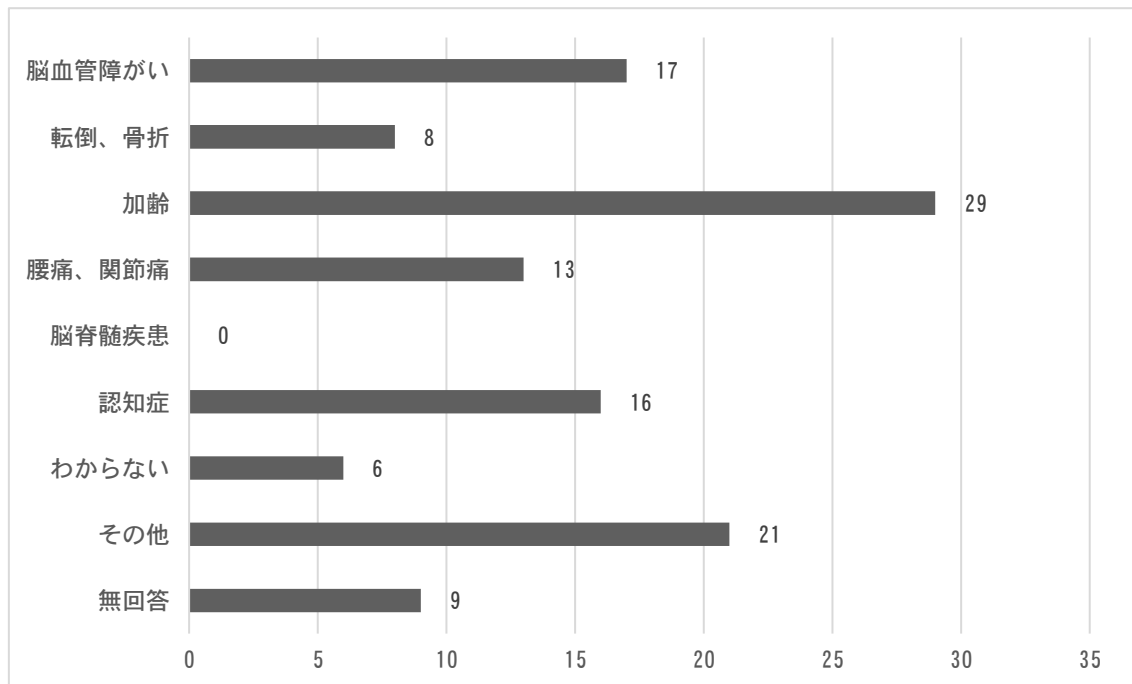
回答総数：69



③ 現在の介護を必要とする状況になった主な原因（複数回答）

「加齢」が29件で31.5%となっています。

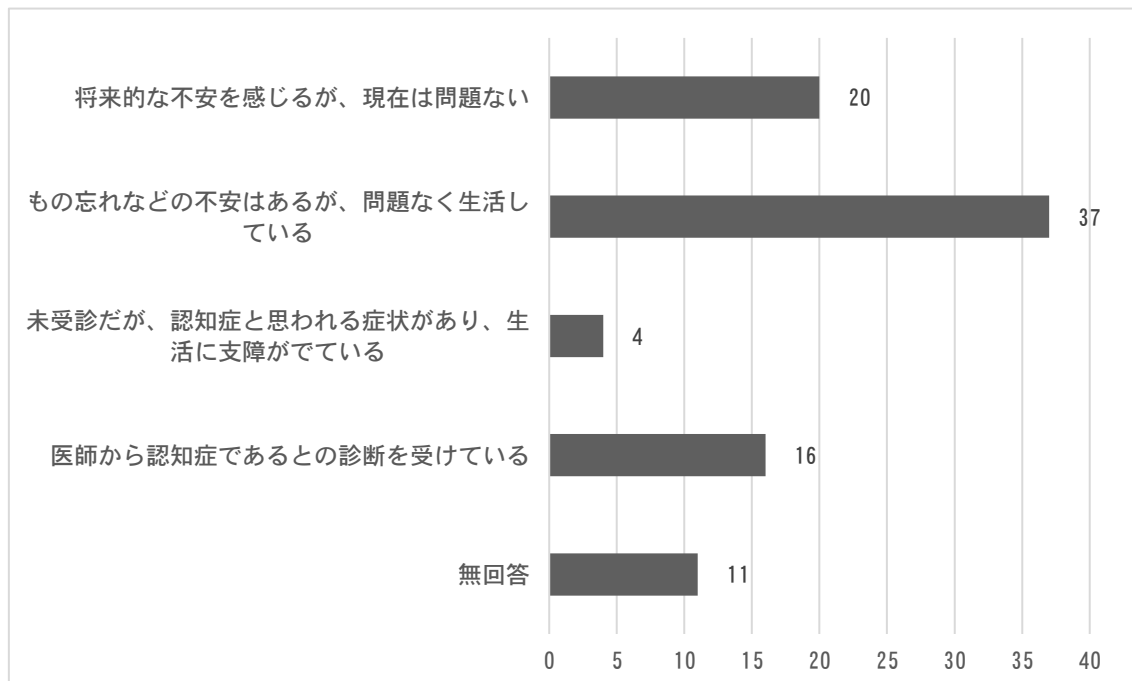
回答総数：92



④ 普段の生活で、認知症に関する不安を感じることもあるか（1つ選択）

「もの忘れなどの不安はあるが問題なく生活している」が37件で32%、「将来的な不安を感じる
が、現在は問題ない」が20件で24%となっています。未受診だが認知症と思われる症状があり、
日常生活に支障をきたしている」が4件で8%となっており支援が必要です。

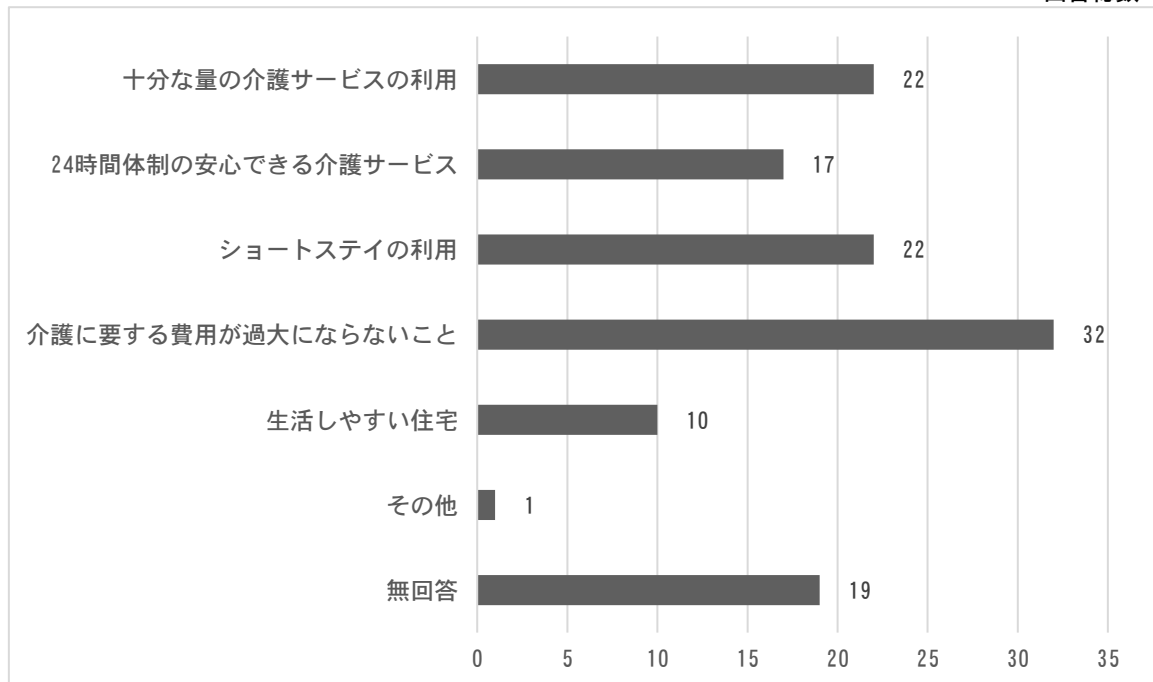
回答総数：69



⑤ 在宅生活を続けるために必要なこと（複数回答）

「介護に要する費用が過大にならないこと」が 32 件で 34.8%となっており、費用負担の検討も重要です。

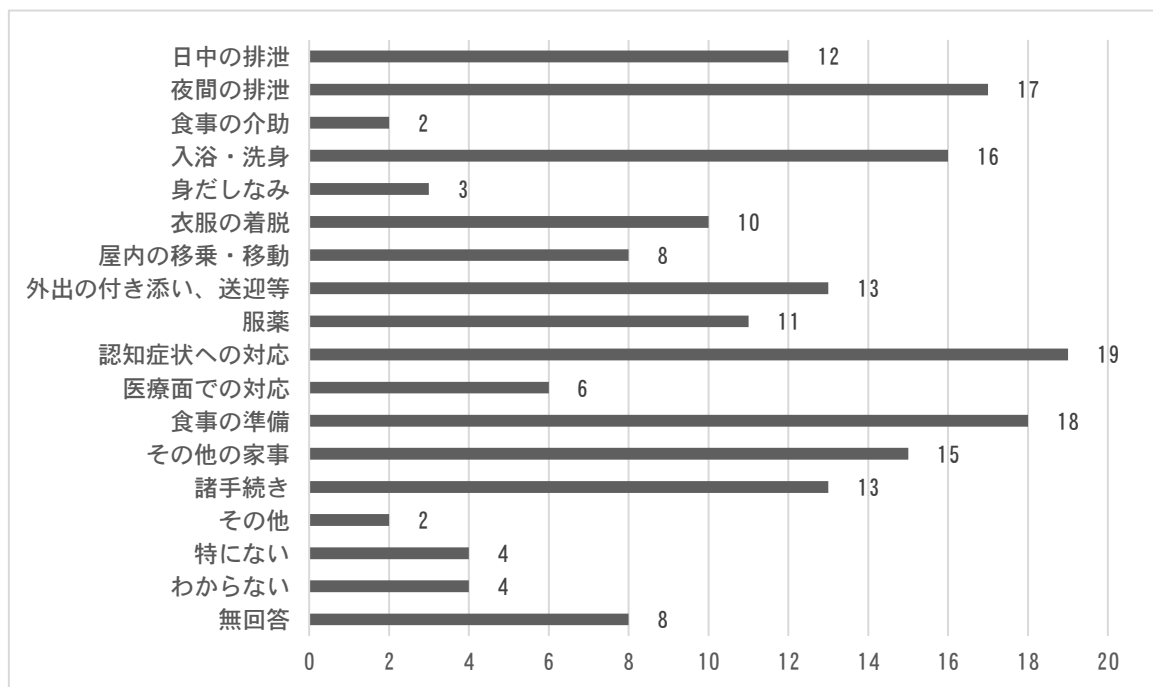
回答総数：92



⑥ 現在の生活を継続するにあたり主な介護者が不安に感じる介護等（複数回答）

「認知症状への対応」が 19 件で 35.2%と最も多くなっています。

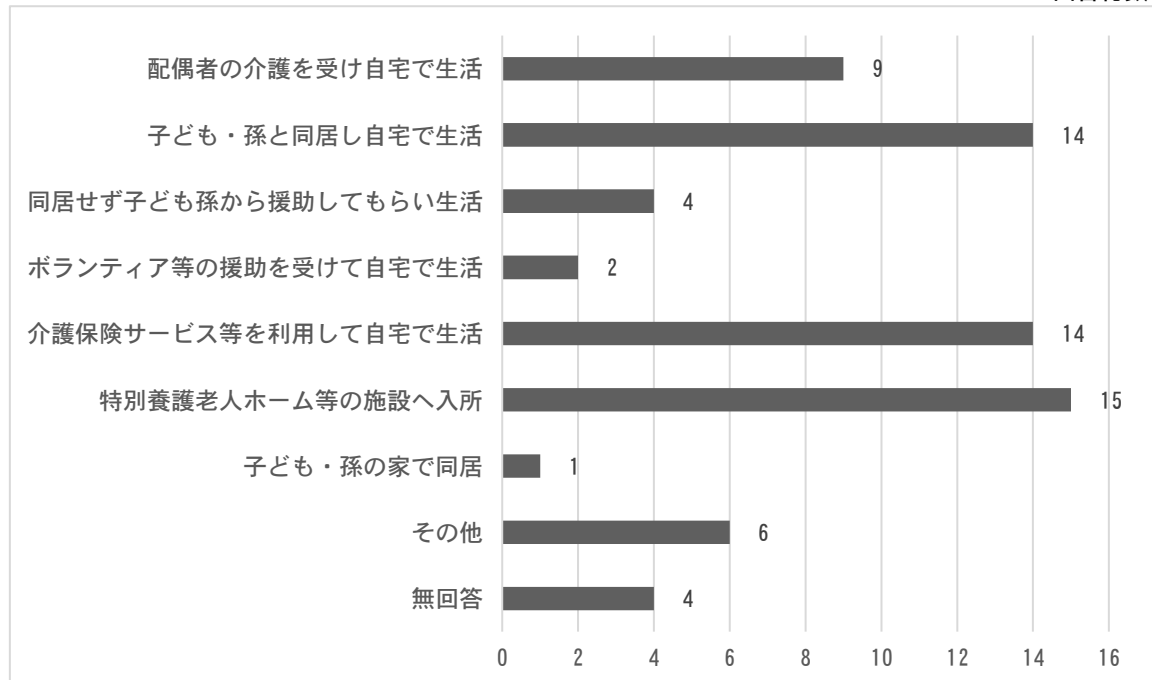
回答総数：54



⑦ 将来の理想とする介護（複数回答）

「特別養護老人ホーム等への施設へ入所する」が 15 件で 21.7%と最も多くなっていますが、一方で、「子ども・孫と同居し自宅で生活」、「介護保険サービス等を利用して自宅で生活」がともに 14 件で 20%と、自宅での生活を望んでいる人も多くいます。

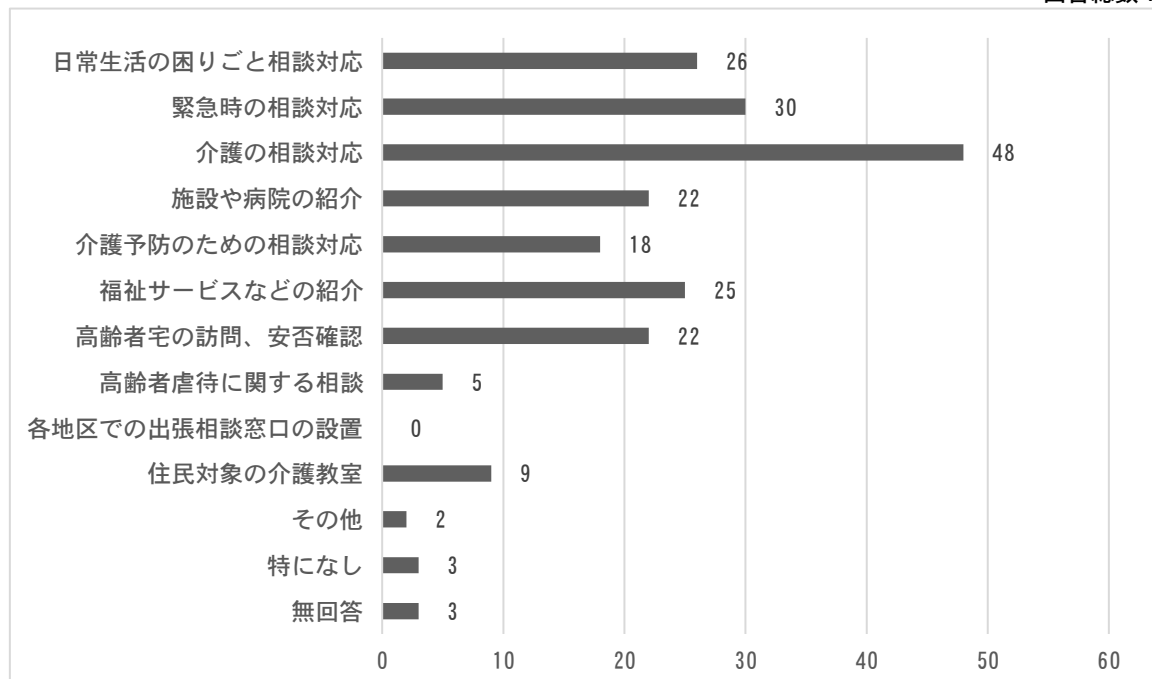
回答総数：69



⑧ 地域包括支援センターに期待する機能（複数回答）

「介護の相談」48 件で 69.6%と約 7 割を占めています。

回答総数：69



用語解説

－ あ行 －

ICT

情報通信技術やそれに関連する産業や設備のこと。

アセスメント

事前評価、初期評価のこと。必要な援助の見通しを立てるため、介護サービス、福祉サービスの利用者の身体機能や直面している問題を事前に把握・評価するもの。

うつスクリーニング

心の健康度自己評価票により、うつ状態を早期に発見し必要に応じ受診勧奨を行う（厚生労働省うつ対策推進方策マニュアルスクリーニング）

－ か行 －

協議体（生活支援体制整備協議体）

地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実、強化を図る組織。

ケアマネジャー

要支援・要介護者からの相談に応じて、要支援・要介護者とその心身の状態の応じて適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるよう、市町村・居宅サービス事業所・施設との連絡調整を行う人。専門的知識・技術を生かし、要支援・要介護者が自立した日常生活を営むのに必要な援助を行う。

ケアプラン

要支援・要介護者がサービスを適切に利用するため、その希望を取り入れて作成されるサービス計画。サービスが効率的・計画的に提供されるよう、目標設定や利用するサービスの種類、提供内容を具体的に決定し、それに基づいてサービスが提供される。計画は利用者の状態の変化に応じ、適宜変更される。

ケアマネジメント

要支援者・要介護者が適切なサービスを受けられるように、アセスメントに基づきケアプランを作成し、必要なサービスの提供を確保する一連の管理・運用のこと。ケアが必要な人が、常に最適なサービスを受けられるよう、さまざまな社会資源を組み合わせ、調整することにより在宅生活を支援するもの。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

口腔機能

咀嚼（かむ）、嚥下（飲み込む）、会話などの機能のこと。

－ さ行 －

作業療法士

医師の指示のもと、身体または精神に障害のある人の状態の改善、回復を図る専門職。心身の機能回復・維持を図るため、生活動作訓練や作業訓練などの指導、助言を行う。

事業対象者（事業対象認定者）

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者。

成年後見制度

認知症や障がいために判断能力が不十分な人のお金の管理や相続に関する手続きなどをその人に代わってサポートする制度。

生活支援コーディネーター

資源開発、ネットワーク構築等多様な主体による多様な取り組みのコーディネートを行う人。

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実し地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すもの。

－ た行 －

第1号被保険者

市町村等が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人。

第2号被保険者

市町村等が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制。

チームオレンジ

地域において、認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを繋げる仕組み

－ な行 －

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶や判断力といった知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態。これまで「痴呆」と呼称されてきたもの。痴呆性高齢者に対する誤解や偏見を解消するため、2004年12月24日の厚生労働省老健局長通知により、行政用語としては「認知症」を使用することとなった。

認知症カフェ

認知症の人やその家族や地域住民、介護や福祉の専門家等が気軽に集い情報交換や相談、認知症予防や症状の改善を目指した活動のできる場。

認知症ケアパス

認知症の人とその家族が認知症の進行状況にあわせて、どのような医療・介護サービスを利用できるのかまとめたガイドブック。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して手助けする人。

認知症初期集中支援チーム

医療と介護の専門職が家族からの相談により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族へのアセスメント、家族支援等初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活へのサポートを行うチーム。

認知症高齢者の日常生活自立度

認知症高齢者の日常生活における自立度を客観的、かつ、短時間で判断できるようにと厚生労働省が平成5年に作成した指標のひとつ。レベルには、「自立、Ⅰ、Ⅱ a、Ⅱ b、Ⅲ a、Ⅲ b、Ⅳ、M」の8段階があり、「Ⅰ」に近い方が軽く、Ⅳに近くなるほど重くなる。

なお、「M」は、「Ⅳ」より状態が重いというよりも、一時的な精神状態の悪化によるもので専門医を受診する必要がある。

Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している状態。基本的には在宅で自立した生活が可能。
Ⅱ a	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。
Ⅱ b	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態。
Ⅲ a	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態。
Ⅲ b	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態。
M	著しい精神状態や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務や認知症の普及啓発を図る人。

－ や行 －

要介護者（要介護認定者）

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について介護を要する状態であると認定された人。40歳以上65歳未満の人は、身体上または精神上の障害の原因が、加齢に伴って生じる病気（特定疾病）によるものに限定される。

要介護度

どの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピューターで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。平成18年度からは、従来の6段階から要支援1・2、要介護1～5の7段階となる。

要支援者（要支援認定者）

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について介護を要する状態であると認定された人で、要介護者よりも介護の必要の程度が軽度である人。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

－ ら行 －

理学療法士

医師の指示のもと、病気やけがによって身体の機能に障害が生じた人の回復を図るため、治療をほどこすりハビリテーションの専門職。運動訓練や電気治療などの物理的療法などを通して機能の改善や維持を図り社会生活への復帰の手助けを行う。

葛巻町高齢者健康福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 葛巻町高齢者健康福祉計画の見直し計画（以下「見直し計画」という。）及び介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定を円滑に推進するため、葛巻町高齢者健康福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 見直し計画の策定に関すること。
- (2) 事業計画の策定に係る基本的事項の検討に関すること。
- (3) その他見直し計画及び事業計画の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他高齢者福祉の推進のために必要と認められる者

(委員の任期)

第4 委員の任期は、見直し計画の策定及び事業計画の策定に係る基本的事項の検討が終了した時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ一人置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

葛巻町高齢者健康福祉計画策定委員名簿

区 分	団 体 名	代表者職・氏名	備 考
1号 関係団体等の代表者	葛巻町社会福祉協議会	会 長 辰 柳 敬 一	副委員長
	葛巻町民生児童委員協議会	副会長 外久保 年 昭	
	葛巻町老人クラブ連合会	副会長 下 道 和 身	
	葛巻町身体障害者福祉協議会	副会長 坂 井 徳 身	
2号 識見を有する者	医 師 葛巻町立国保葛巻病院	院 長 遠 藤 秀 彦	
3号 その他高齢者福祉の 推進に必要と認めら れる者	葛巻町歯科保健推進協議会	会 長 楢 山 義 浩	委員長
	葛巻町保健委員協議会	副会長 鈴 木 順 子	
	葛巻町食生活改善推進協議会	副会長 漆真下 ト ヨ	
	ボランティア愛	代 表 芦 澤 ゆり子	
	地域安心生活支援員 生活支援コーディネーター	支援員 高 見 美保子	
	誠心会介護保険事業センター	居宅訪問 室 長 川 戸 尚 子	
	アットホームくずまき 指定居宅介護支援事業	管理者 遠 藤 宏 尚	

葛巻町高齢者健康福祉計画

令和3年

発行 岩手県葛巻町 健康福祉課

岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1

TEL : 0195-66-2111 FAX : 0195-67-1060